

東浦町地域防災計画

【風水害等災害対策計画】

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東浦町防災会議が東浦町に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

◆附属資料77「東浦町防災会議条例」

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、火災、風水害、その他の災害に共通する基本的な対策を「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」としてまとめ、災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- 2 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。
 - (1) 県民の生命を最大限守る
 - (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
 - (3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
 - (4) 迅速な復旧復興を可能とする
- 3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「東浦町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 4 この計画の施設等の整備については、東浦町総合計画と一体となるべきものであり、具体的な事業については各担当機関の責任において実施するものである。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) その他の特殊災害

◆附属資料6「愛知県内の主な災害の記録」

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域

第5節 地域防災計画の作成又は修正

1 計画の作成

東浦町防災会議は、東浦町地域防災計画を作成する。同計画は愛知県地域防災計画を参考として作成し、特に計画事項に示すものについては、町の実情に応じた細部を計画するものとする。

2 計画の修正

この計画は、毎年度見直しを行い、組織の改正、将来、科学的研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは修正を加え、逐次完備していくものとする。

なお、同計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本町において、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、町及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成及び周知、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きくなり町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり国土及び国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関又は市町村長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	内 容
東浦町	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報を行う。 (4) 避難指示を行う。 (5) 被災者の救助を行う。 (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

東浦町	<ul style="list-style-type: none"> (7) 水防活動及び消防活動を行う。 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。 (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 (12) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (14) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (15) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
東浦町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする風水害等に関する情報の伝達及び避難誘導を行う。 (2) 火災の予防及び警戒活動を行う。 (3) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (4) 被災者の救助を行う。

2 知多中部広域事務組合

機関名	内容
知多中部 広域事務組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防に関する業務を行う。 (2) 救急に関する業務を行う。 (3) 救助救出活動を行う。 (4) 危険物取扱事業所の被害調査に関するものを行う。

3 県

機関名	内容
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (4) 災害広報を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に関する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (14) 水防、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 (15) 救助物資、化学消火剤等必要な器材の供給又は調整若しくはあつせんを行う。

愛知県	<ul style="list-style-type: none"> (16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流失）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
愛知県警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力を行う。 (14) 災害対策基本法第33条の規定による緊急通行車両の確認を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	内 容
東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するため必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等警報を県、市町村へ連絡する。 (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
中部電力株式会社 (※)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 <p>(※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）。</p>

機関名	内 容
東邦ガス株式会社 (※)	<p>ガス供給施設の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む (以降同じ。)</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
日本赤十字社	<p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保する。</p> <p>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</p> <p>(3) 医療、助産、死体の処理 (一時保存を除く。) の業務を行う。</p> <p>(4) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資 (毛布、緊急セット等) を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(6) 義援金の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体及びその他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</p>
日本放送協会	<p>気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。</p>
愛知県道路公社	<p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う (以下同じ)。</p>

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
自治団体 (自主防災組織)	<p>区、自治会等の自治団体 (自主防災組織) は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。</p>
医師会	<p>(1) 医療及び助産活動に協力する。</p> <p>(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。</p>

産業経済団体	農業協同組合、商工会等はそれぞれ関係の被害調査及び応急対策について協力する。
文化厚生事業団体	青年団体、婦人団体、日赤奉仕団等は、応急対策について協力する。
防災協力団体	アマチュア無線クラブ等の防災協力団体は、被害調査、警報等の伝達、災害広報、被害者の救助について協力する。
その他重要な施設の管理者	防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下、「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町、県、住民、事業者、自主防災組織及びボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会形成の推進に努めるものとする。
また、それぞれが地域における防災活動の継続的な推進に協力し、互いに連携して家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図り、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

2 災害被害の軽減に向けた措置

町は、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。
また、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努め、各主体が連携して防災活動に参加できるように配慮するとともに、家庭等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 住民の基本的義務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての住民、事業者、団体が防災に関するこの基本的な責務を有する。
特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するよう努めるものとする。
また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動するほか、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び

当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 自主防災組織の設置・育成

大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の活動を組織的に行うことが重要である。

このため、町は、地域住民、施設、事業所等による自主防災組織の育成に努め、女性の参加を促進し、災害に対する地域連帯の強化を図るため、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動を推進し、自主防災組織連絡協議会の開催、自主防災組織におけるリーダーの育成、避難救護用資機材の整備等を行い、自主防災組織の一層の充実に努めるものとする。

◆附属資料 57「自主防災組織の状況」

◆附属資料 86「東浦町自主防災組織設置要綱」

◆附属資料 87「東浦町自主防災会活動補助金交付要綱」

2 自主防災組織等の環境整備

町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に努めるものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

3 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難情報の伝達
- イ 初期消火の実施
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出しや、救助物資の配布に対する協力

(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施に関する支援、指導及び助言に努めるものとする。

5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

町及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的な防災リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、町は、防災リーダーが地域の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、支援するものとする。

6 防災ボランティア団体等との連携

県及び町は、行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。

そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やNPO・ボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 町は、災害時に災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、必要な資機材を確保するものとする。

イ 町は、災害時にボランティアセンターを設置するため、東浦町社会福祉協議会との連絡体制を整備する。

ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーターの確保

町は、NPO・ボランティア関係団体等と連絡を密にし、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するレベルアップ研修に参加させるなど、コーディネーターの知識及び技術の向上を図るものとする。

(3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボラ

ンティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組みが極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にしている意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

- (5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章第3節「浸水想定区域における対策」3参照

3 町及び商工団体等における措置

町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理しておくものとする。また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、県と連携をとりながら水系一貫した河川改修を推進する。
- 高潮、波浪等による被害から防護するため、堤防護岸等の海岸防災対策を実施する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

第1節 河川防災対策

1 河川維持

平常から町管理河川を巡視して河川施設の状況を把握するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

2 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・町、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

3 河川情報等の提供

町は、水防活動を行う上で、必要な河川監視カメラの画像を住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットにより公開を行う。

4 予想される水災の危険の周知等

町長は、町区域内に存する河川のうち、洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

5 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む。）であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めなければならない。

第2節 雨水出水対策

1 公共下水道事業

本町の公共下水道は、流域下水道との整合を図りつつ推進し、汚水と雨水を別々に排除する分流式で、汚水は流域下水道に接続し処理する。

2 雨水施設整備事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な浸水対策を行う。

◆附属資料 37 「雨水幹線名」

◆附属資料 38 「ポンプ場」

- 3 浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第3節 浸水想定区域における対策

本町には2級河川が7、準用河川が6、普通河川が26あるが、近年、河川の流域における宅地の造成等の開発に伴う保水機能の低下により、河川への流出が増加する傾向にあるため、平常から河川を巡視して状況を把握し、洪水等による災害を防止するため危険箇所の改修を図る。

1 雨水出水浸水想定区域の指定

水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

2 町地域防災計画に定める事項

東浦町防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、この施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

ア 要配慮者利用施設（主として社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(5) (4) を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

3 ハザードマップ（防災マップ）の配布

町域内に浸水想定区域を含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等（工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のもの）の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものと

する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4までに「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

◆附属資料1「風水害」

◆附属資料10「重要水防箇所」

◆附属資料36「河川状況」

7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

第4節 海岸防災対策

1 堤防護岸の改良・補強

本町の海岸線は、国土交通省所管の堤防 3,735 メートル及び農林水産省所管の堤防 1,250 メートルがあり、不等沈下や老朽化により各所に亀裂が生じているため、堤防の危険箇所を早期発見するとともに、関係機関に働きかけ、補強整備がなされるよう努める。

2 水門等の改築、補修

老朽化により機能低下している樋門等を定期点検により劣化を予測し、改築、補修について県と連携をとりながら推進するとともに、必要に応じて樋門操作の自動化、遠隔操作等に努める。

◆附属資料2「高潮害」

第5節 農地防災対策

1 湛水防除事業

湛水被害のおそれのある地域においては、これを防止するために既存排水機場の定期点検及び整備補修を行う。

2 ため池等整備事業

町内には、農業用ため池が大小合わせて百数十箇所ある。

近年ため池は、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっているが老朽化の著しいものも多いため、平成 21 年 3 月に、改修を進めながら保全することを基本方針として策定された「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図る。

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

3 用排水施設整備事業

農業の近代化を図るとともに、排水や用水施設の整備を行う。

第3章 土砂災害等予防対策

基本方針

- 土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全し、また、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土砂災害や、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、県と連携し、各種砂防事業等、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

第1節 土地利用の適正誘導

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 急傾斜地崩壊危険区域

町は県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」について、災害時の安全性が確保されるよう、その箇所を公表、周知するものとする。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害から県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

町は、土砂災害警戒区域の指定がなされた区域について、県から土砂災害警戒区域に関する資料の提供を受けて、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

- (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - (キ) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - ウ 町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。
- (2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知する。

◆附属資料7「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」

◆附属資料8「急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

第3節 土砂災害対策

本町の砂防面積は、926.51ヘクタールあり、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する管理の強化及び各種砂防事業を地域の開発に対応して推進し、集中豪雨等による土砂流出等による災害から人命、財産を守る。

また、大雨警報発表中に土砂災害の発生するおそれが高まったときに県と名古屋地方気象台が連携して発表する土砂災害警戒情報や、これに関連した情報を迅速かつ適切に住民に伝達し、土砂災害の防止・軽減に努める。

第4節 地盤災害対策

傾斜地の崩壊に対する防災工事を施工しても、自然の破壊力の大きさを考えると万全とはいえないため、人命、財産に被害を及ぼす危険がある箇所については、平常時からの巡視を行い、災害発生の防止、軽減に努める。

本町においては急傾斜地崩壊の対策箇所が11箇所あり、特に4箇所は県が危険区域の指定をしている。なお、山腹崩壊の危険地区は6地区ある。

◆附属資料7「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」

◆附属資料8「急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、その旨を周知する。

2 連絡体制の確立

町は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

3 施設管理者等に対する支援

東浦町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

4 町長の指示等

町長は、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 町長の助言・勧告

町長は、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

◆附属資料7「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」

◆附属資料9「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」

第6節 宅地造成の規制誘導

1 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域については、第8章第4節「市街地の面的な整備・改善」による。

2 造成宅地防災区域

町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。

3 宅地危険箇所の防災パトロール

町は県と協力して、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強め、宅地の安全確保に努める。

第4章 事故・火災等予防対策

基本方針

- | |
|---|
| ○ 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。 |
|---|

第1節 鉄道災害対策

1 救急救助用資機材の整備

町は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。なお、救助用資機材については、第9章第5節「救助・救急等に係る施設、設備等」に記述する。

2 情報通信手段の確保及び運用・管理

町は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 防災体制の強化

町は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 道路災害対策

1 道路パトロール等による定期点検

道路管理者は、道路パトロール等による定期的な点検を行い、事故防止に努める。

2 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通施設」により実施する。

3 実践的な訓練の実施

町は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携してより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

4 情報通信手段の確保及び運用・管理

町は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

5 救急救助用資機材の整備

町は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

危険物、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を図る。

町内には、石油类等危険物規制の対象となる貯蔵所及び取扱所が相当数あり、危険物等施設に対する保安上の指導を知多中部広域事務組合が保安法令の定めるところにより行うので、町は連携を密にしていかなければならない。

1 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

知多中部広域事務組合は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

- 2 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化
知多中部広域事務組合は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。
- 3 化学消防力の強化促進
知多中部広域事務組合は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。
- 4 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

◆附属資料 44 「石油類等の危険物施設」

第4節 林野火災対策

本町は、山林原野等が多いため、火災多発時期には広報等を利用して防火思想の普及及び啓発を図るとともに、雑草の草刈り、植林等を行うことにより万全を図る。

- 1 林野火災予防思想の普及、啓発
住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する。
- 2 林野パトロール等
林野火災の未然防止を図るため、特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。
- 3 林野所有（管理）者に対する指導
林野所有（管理）者に対し、火入れの際には、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化

基本方針

- 交通・ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

第1節 交通施設

災害時における道路のもつ使命は非常に大きいため、災害発生に伴う救助活動及び災害復旧作業に支障をきたさないよう交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋りょう等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

◆附属資料25「道路の現況」

◆附属資料26「橋りょうの現況」

第2節 ライフライン施設

1 町における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

2 電力

町は、電気事業者に災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、次に掲げる諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるよう要請する。

(1) 変電設備

過去に発生した被害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているので、強風による支持物の倒壊や電線の断線はほとんどないが、飛来物による被害が考えられるので、看板、トタン屋根、ビニールハウス等の補強について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

安全を考慮した電気設備技術基準に基づき施設されているので、風水害等の被害を受けても重要な事故に至ることはない判断されるが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定に当たり土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をする。

- (4) 保安の確保
設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- (5) 資機材等の確保
災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。
 - ア 応急復旧用資機材及び車輛
 - イ 食糧その他の物資
- (6) 電力融通
災害発生時に一時的に電力の供給が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス

町は、ガス事業者に災害時における被害を最小限にとどめ、次のような防災対策の整備に努めるよう要請する。

- (1) 風水害対策
 - ア ガス製造設備
 - (ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設備及び機器類・物品類の流失防止等必要な措置を講ずる。
 - (イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
 - (ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。
 - イ ガス供給設備
風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架線及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。
- (2) 火災・爆発対策
 - ア ガス製造設備
消防関係法令、ガス事業法に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締り等の実施により火災防止を図る。
 - イ ガス供給設備
 - (ア) 大規模なガス漏えい・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置の設置、同館防護措置、他工事に係る同館事故防止措置等を行う。災に対しても耐火性を確保する。
- (3) 防災業務設備の整備
 - ア 検知・警報設備等
災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。
 - イ 設備の緊急停止装置等
緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
 - ウ 防消火設備
液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。
 - エ 漏洩拡大防止設備
液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。
 - オ 緊急放散設備
製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備を設備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車輛の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所、供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車輛を常時稼動可能な状態に整備しておく。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 一般通信施設

通信事業者（西日本電信電話株式会社）は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、次のような災害予防対策を実施するように要請する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の防災構造化を進める。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

5 上水道

水道事業者は、災害時における給水を確保し、水道施設の被害発生を防止するとともに被害発生後迅速な復旧を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 施設の災害予防措置

ア 愛知用水水道事務所（上野浄水場及び知多浄水場）と常に緊密な連絡体制を整える。

- イ 災害時に給水が円滑に実施できるよう施設の防護設備を設置する。
 - ウ 災害の予想される配水管及びポンプ施設等は、事前に必要な補強をし、さらに定期点検を行う。
- (2) 防災業務に必要な施設、資機材及び物資の備蓄整備
- ア 防災業務施設及び設備の整備
 - (ア) 各機器、特にポンプ施設の注油、電気配線の整備点検をする。
 - (イ) 制水弁の開閉度の状況を整備する。
 - (ウ) 施設の損傷による水道水の流出防止のため、東浦第1配水場(3,200立方メートル)、東浦第2配水場(8,000・1,500立方メートル)、東浦高根配水場(1,000立方メートル)の緊急遮断弁の整備点検をする。
 - イ 災害応急対策及び復旧資機材の整備
 - (ア) 応急給水用資材を整備する。
 - (イ) 応急復旧用資材を整備する。
 - (ウ) 「水道災害相互応援に関する覚書」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」により応援を要請する。
 - (エ) 応急給水支援設備設置等に関する基準により、愛知県が設置した送水管より地震等の被災時に臨時に水道水を供給する。
 - ◆附属資料 50 「上水道施設」
 - ◆附属資料 52 「応急給水用資機材」
 - ◆附属資料 98 「水道災害相互応援に関する覚書」

6 下水道

下水道管理者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の安全構造化
 - 主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- (2) 災害対策用資機材の確保
 - 可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- (3) 自家発電設備等の整備
 - 常用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 協定の締結
 - 発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第6章 文化財保護対策

基本方針

○ 災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

- 1 教育委員会は文化財の保護のため、次の対策を行う。
 - (1) 防災思想の普及
文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
 - (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
 - (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、町及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
 - (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
 - (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を依頼する。
 - (6) 文化財及び周辺環境の整備
文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。
- 2 平常時からの対策
 - (1) 町指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を整備するなど、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。
なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。
 - ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
 - (2) 文化財レスキュー台帳を県とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。
 - (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図り、その管理・保護対策について指導・助言をする。
 - (4) 自動火災報知設備、消火栓、貯水槽等の防災・防火設備の設置を促進する。
◆附属資料 59「指定文化財の現況」
- 3 応急的な対策
被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。
- 4 災害時の対応
災害時には、次の対策を実施する。
 - (1) 被害状況の把握と報告
 - (2) 事後措置の指示・伝達

第7章 防災建造物整備対策

基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

1 防災拠点施設の機能確保

庁舎等防災拠点施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、また災害発生後の災害復旧の根幹となる使命を担っている。これら拠点施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが充分想定される。

したがって、これら拠点施設については、被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう事前の予防措置を講ずる必要がある。特に、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として位置付け、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

2 防災上重要な建築物

- (1) 災害時の復旧活動指示等防災業務の中核を担う庁舎等
- (2) 被災者の一時収容施設となる学校等の避難所施設

3 防災上重要な建築物の不燃化

学校等避難所施設の不燃化を促進し、火災による施設の機能停止・低下の回避に努める。

4 防災上重要な建築物の浸水対策

防災拠点等の防災上重要な建築物については、浸水等の水害による大きな機能障害を発生させないことが重要であり、当該建築物の機能確保の観点から、必要な浸水防止対策を推進する。

5 学校等

- (1) 学校等施設の耐震・耐火性能等の保持

ア 学校等（保育園を含む。以下同じ。）施設及び設備を、災害から防護し、幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を図るため、これらの建物の耐震・耐火性能を保持し風水害に対して耐えうる構造とする。また災害時においては住民の避難所となることを考慮する。

イ 校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

- (2) 学校等施設・設備等の点検及び設備

学校等施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

- (3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い、適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

◆附属資料 16「小中学校校舎等及び屋内運動場の現況」

6 コミュニティセンター等

各地区コミュニティセンターは、災害時の避難所として、また災害対策本部の支部になるため、施設及び設備を災害から防護するための防災対策を実施し、被害軽減に努める。

◆附属資料 17「コミュニティセンター等」

第8章 都市の防災性の向上

基本方針

○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や、建築物の不燃化の促進、土地区画整理事業等による面的な整備を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

知多都市計画区域マスタープラン及び東浦町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 道路の整備

町内の道路は、延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に既成市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 公園等の整備

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、市街地に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものであるため、良好な自然環境を有する緑地は、積極的に保全していく。

◆附属資料 19「都市公園」

第3節 建築物の不燃化の促進

市街地における火災の危険を防除するため、建築物の不燃化を促進し、防火地域及び準防火地域を指定して、必要な規制を行う。

◆附属資料 11「防火地域等区域」

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市街地整備事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

2 災害対策等に関する土地利用規制

(1) 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

(2) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれのある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

なお、宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行う場合は、原則として知事の許可が必要となる。

◆附属資料 12 「宅地造成工事規制区域」

第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 気象情報等収集施設、設備等

気象、水象等の自然現象に関する情報の収集は、防災対策上極めて重要であり、これらの情報は、庁舎に設置されている雨量観測施設、県防災行政無線ファックス、民間気象情報システム及び報道機関による報道より収集し、防災体制の即応性の強化、充実を図る。

第2節 消防施設、設備等

町は、知多中部広域事務組合と連携して、消防署出張所、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防力や消防水利の整備又は改善を図り、有事の際の即応体制を確立する。

特に、危険物施設等における特殊火災に対処するため、知多中部広域事務組合は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

- ◆附属資料 41 「消防署所」
- ◆附属資料 42 「半田消防署東浦支署及び東浦西部出張所保有の消防力」
- ◆附属資料 45 「消防団詰所」
- ◆附属資料 101 「知多地域消防相互応援協定」

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制

町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 通信手段の確保

(1) 通信施設の防災構造化等

町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

- ◆附属資料 21 「無線通信施設」

◆附属資料 114 「同報無線設備遠隔制御装置に関する協定」

3 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第4節 水防施設、設備等

重要水防区域、危険箇所について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な水防資機材を整備し、水防倉庫の整備及び点検をする。

◆附属資料 39 「水防資材」

◆附属資料 40 「水防器材」

第5節 救助・救急等に係る施設、設備等

救助用食糧及び資機材、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効に運用できるよう整備及び点検をする。

また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

なお、災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等に関しては、町内に4カ所ある防災倉庫への備蓄の推進を図る。

◆附属資料 46 「救助用資機材等」

第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等

1 防災施設等の整備

町、県及び防災関係機関は、風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

2 防災用拠点施設の整備促進

町、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

3 公的機関の業務継続性の確保

(1) 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食糧等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

4 応急活動のためのマニュアルの作成等

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、東浦町防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。

5 人材の育成等

- (1) 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- (2) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- (3) 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

6 防災中枢機能の充実

(1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3時間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(2) 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。

7 防災関係機関相互の連携

ア 県及び町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 県、町及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成

するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 県、町及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

8 浸水対策用資機材の整備強化

町は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

9 防災用拠点施設の番号標示

災害時においてヘリコプターによる上空からの災害応急対策活動が円滑に行われるよう平成9年度に町役場屋上に番号標示をした。その他の施設においても今後、標示するよう努めるものとする。

表示番号	北 緯	東 経
59-0	34度58分42秒	136度58分10秒

第7節 道路等の復旧等に係る施設、設備等

防災活動上必要な公共施設等及び風水害等避難所に指定されている施設の点検を実施するとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

また、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、舟艇を配備する。

◆附属資料15「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

◆附属資料48「救助用ボート配備状況」

第8節 物資の備蓄、調達供給体制の確保

1 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる簡易トイレについても、備蓄に努めるものとする。

2 町は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。

3 町は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協

定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

1 応急仮設住宅の設置

(1) 町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成済み。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策

1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定

町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月策定令和4年1月改定）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや簡易トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

2 広域連携、民間連携の促進

町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第11節 罹災証明書の発行体制の整備

1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

3 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第10章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 町は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

- 1 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図るとともに、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。
また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- 2 町は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

- 1 緊急避難場所の指定
町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。
また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。
- 2 広域避難場所の選定
町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
 - (1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地等が適当と考えられる。
 - (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
 - (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう

配置するものとする。

- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模な地盤災害や浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、準木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れている所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

3 一次避難場所の確保

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、ふれあい広場、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積(発災直後の一時避難階段1㎡/人)や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

4 避難路の選定

市街地の状況に応じて、次の基準により、広域避難場所への避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路はおおむね8メートル~10メートルの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
 - ア 気象予警報及び気象情報
 - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報、洪水キキクル
 - ウ 海岸の水位情報
 - エ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、土砂災害危険度情報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。
 - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)
 - イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)
 - ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地(土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等)
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに

に避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (6) 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

ア 避難指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4]避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5]緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 町長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

ウ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに[警戒レベル5]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

エ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生し

ているおそれがある場合には、[警戒レベル5]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1 避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- (1) 避難情報を行う基準及び伝達方法
- (2) 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (3) 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- (4) 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - ア 緊急避難場所や避難所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある町は、町地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

4 避難行動支援者の避難対策

第11章第2節「要配慮者支援対策」3「避難行動要支援者対策」参照

第5節 避難に関する意識啓発

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

1 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項
 - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
 - ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あら

かじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

イ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）。

ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

エ 町長から[警戒レベル5]緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

(3) 緊急避難場所・避難所滞在中の心得

◆附属資料 116 「災害に係る情報発信等に関する協定」

3 その他

(1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

(3) 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 町は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 町及び県は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備

1 避難所等の整備

町は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等を指定する。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 指定避難所の指定

- (1) 避難所の指定に際しては、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校やコミュニティセンター等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。
- (2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- (3) 町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者と協議を行い、要配慮者等が必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定にも努めるものとする。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。
- (6) 避難所の指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要となる。さらに、町界を越えての避難を考慮し、他市町村との連携を図っておくものとする。
- (7) 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

◆附属資料 15 「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

3 避難所として適切な施設

避難所として適している施設は学校、コミュニティセンター等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。

この場合、平素から安全な場所や仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

4 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

(1) 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

(2) 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン、ワープロ等

(3) バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

5 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

6 避難所の運営体制の整備

(1) 避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は「東浦町避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

(2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

(3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

(5) 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

災害の発生時には、要配慮者への特別な配慮及び支援が重要であり、町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害から要配慮者を守るために安全対策の一層の充実を図る。

なお、要配慮者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等は、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などを踏まえ、対策に努めるものとする。

また、洪水時の浸水想定区域などを示したハザードマップを活用した広報活動に努める。

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 在宅者の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 避難支援等関係者となる者

ア 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて個別避難計画の策定等の支援活動を行う者

- (ア) 自主防災会
- (イ) 地域支援者
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 介護支援専門員
- (カ) 相談支援専門員

イ 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

ウ 上記アに加え、消防機関、警察、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

自ら避難することが困難なものであり、かつ、その円滑及び迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして次に掲げるもの（常態として社会福祉施設、医療機関等に入所または入院している者は除く）。

- ア 75歳以上でひとり暮らしの者、または75歳以上のみの世帯の者
- イ 要介護認定1～2を受けており、ひとり暮らしまたは同居の家族が65歳以上の者
- ウ 要介護認定3～5を受けている者
- エ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度が1・2級である者
- オ 療養手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度がA判定である者
- カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度が1・2級に該当し、かつ、ひとり暮らしの者
- キ 75歳以上で日中ひとり暮らしの者
- ク 指定難病の患者
- ケ その他支援が必要と認められる者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町内部での情報の集約

町は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、町内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する（災害対策基本法第49条の10第4項）。

イ 県からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

ア 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。

イ 登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員等を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

(5) 名簿情報漏えいを防止のための措置

ア 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置

- (ア) 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。
- (イ) 名簿の提供を受けた者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上に知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- (ウ) 名簿の提供を受けた者は、登録台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- (エ) 名簿の提供を受けた者が登録台帳を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

イ 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が講ずる措置

- (ア) 町は避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務（災害対策基本法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。
- (イ) 町が避難行動要支援者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。
- (ウ) 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還または廃棄を求めるものとする。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用するとともに、自主防災会を中心に、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

個別避難計画を策定するにあたっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることも踏まえて計画を策定するものとする。

(8) 応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努める。

(9) 防災教育、防災訓練の実施

避難訓練の際には、要配慮者の参加を呼びかけるなど、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(10) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、当該町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(11) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

(3) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練を実施するよう努める。

(4) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全

- 体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (5) ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣する。
- (6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

5 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

(1) 浸水想定区域内等の施設等の公表

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について東浦町地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(2) 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

町は、東浦町地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

町は、東浦町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

町及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 町長の指示等

町長は、東浦町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

オ 町長の助言・勧告

町長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 帰宅困難者対策

町及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

町及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第12章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

○ 町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援体制の整備

大規模な災害等が発生した場合においては、被害が大きく、災害応急対策活動が円滑に実施できなくなることが予想されるので、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には相互に応援協力する体制の整備を図るよう努める。

1 応援要請手続きの整備

町は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

◆附属資料 91 「知多地域災害時相互応援協定（知多地域9市町）」

◆附属資料 92 「災害時等における相互応援協定（新城市）」

◆附属資料 93 「災害時における相互応援協定（石川県野々市市）」

◆附属資料 94 「災害時における相互応援協定（宮城県柴田町）」

(2) 技術職員の確保

町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(4) 防災関係機関における措置

町及び知多中部広域事務組合は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

◆附属資料 95 「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

◆附属資料 100 「愛知県内広域消防相互応援協定」

◆附属資料 101 「知多地域消防相互応援協定」

◆附属資料 136 「災害時等における活動拠点に関する協定」

3 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 緊急消防援助隊

町及び知多中部広域事務組合は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

町及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 県内の広域消防相互応援

町及び知多中部広域事務組合は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

◆附属資料 100 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や町、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備す

る。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第13章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 町及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災意識の高揚は、防災訓練の実施することにより一層の効果をあげるものである。したがって、防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体及び地域住民等の参加を得て科学的、かつ計画的な、図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保にも十分配慮するよう努めるものとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1節 防災訓練の実施

町は、県や国、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

1 基本訓練

(1) 通信連絡訓練

気象予警報、対策通報、被害情報等を各機関相互に迅速かつ適確に通報するための訓練で、各種事態を想定して実施する。

(2) 非常招集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集等を実施する。

(3) 広報伝達訓練

住民への適確な情報伝達や災害時に住民を安全な場所へ避難させるための情報伝達を行う訓練で、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(4) 水防工法訓練

河川、ため池、海岸堤防等の決壊を未然に防止するための水防工法を習得させる訓練を実施する。

(5) 樋門操作訓練

集中豪雨による出水や高潮による家屋等の浸水を防止するための樋門、門扉の操作を習得させる訓練で、5月から10月（ただし、毎月1回行う樋門もある。）の間に実施する。

(6) 避難訓練

災害時に住民を安全な場所へ避難させるための指示による誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。

なお、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

(7) 救護救出訓練

孤立者、負傷者、溺者等の救助、救出、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

(8) 幹部訓練（図上訓練）

各種災害による被害を想定し、訓練災害対策本部を開設して、その対策の協議等、幹部を対象に図上訓練を実施する。

(9) 消防訓練

災害時に、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するための消防に関する訓練を実施する。また、必要に応じ大火災を想定し、県等と合同で実施する。

2 総合訓練

自主防災組織との共催により防災関係機関等の協力を求め、上記各種の基本訓練を有機的に組み合わせ、大規模な風水害を想定した総合防災訓練を実施する。

なお、実働訓練の実施に当たっては、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。

◆附属資料 117 「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定」

3 地域防災訓練

自主防災組織が、避難誘導、情報の収集伝達、初期消火、応急救護訓練等の具体的な訓練を、防災資機材を活用して実施する。

4 広域応援訓練

町及び県は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

5 防災訓練の指導協力

町及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

6 訓練の検証

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

7 学校等

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速、かつ、適切な行動がとれるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画を

あらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や町防災担当課等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに児童会又は生徒会の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正、整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図るとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

(1) 災害に関する基礎知識

(2) 正確な情報の入手

(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

(5) 警報等や避難情報の意味と内容

(6) 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

(7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

(8) 避難生活に関する知識

(9) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

(10) 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

(11) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災に関する知識の普及

町及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、広報紙等により防災知識の高揚を図るとともに、防災リーダーと連携・協力し、各種団体等の研修会及び各種講習会等の機会を活用して、防災知識の普及を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

3 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイ

レ・簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼び掛ける。

さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

4 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 学校・保育園等における防災教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害時に児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図り、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 防災上必要な組織の整備

ア 災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

イ 災害時に備え、児童生徒等及び教職員への連絡網並びに保護者への連絡方法の整備を図る。

(2) 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

イ 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会、研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

ウ 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会、各種講座等、社会教育の機会を活用して防災思想の普及を図る。

(3) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ

め登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、半田警察署、知多建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じた場合に備え、必要に応じて代替の通学路を指定する。
- (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒等の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携を取り確認しておく。
- (オ) 児童の登下校については、原則として保護者が付き添うものとする。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上のため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て、防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部課等において処理すべき防災に関する事務又は業務等などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第14章 防災に関する調査研究の推進

基本方針

○ 災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有する。そのため、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、地域の特성에応じた総合的な体制を確立するよう努める。

1 重点をおくべき調査研究事項

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域について広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように、上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 調査研究結果の活用

(1) 防災カルテの整備

町は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、きめ細やかな地区別防災カルテ及び防災マップの作成を積極的に推進する。

さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

(2) 地籍調査

町は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 東浦町防災会議

東浦町防災会議は、町の地域に係る防災に関し、町の事務又は業務を中心に、町の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条の規定により町長の附属機関として設置されており、東浦町防災会議条例第3条に定める委員を持って構成し、同条例第2条に定める事務を行う。

◆附属資料77「東浦町防災会議条例」

第2節 災害対策本部の設置・運営

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定により東浦町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

また、町長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、災害対策本部等の運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるように定める。

1 災害対策本部の設置

災害対策本部及び現地災害対策本部は、おおむね次の基準に達したときに設置する。

- (1) 次の気象予警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表され、町長が必要と認めたとき。
 - ア 大雨警報
 - イ 暴風警報
 - ウ 洪水警報
 - エ 高潮警報
- (2) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。
- (4) 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。
- (5) 特別警報が発表されたとき。
- (6) 上記以外で、町地域内に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。

2 組織及び活動体制

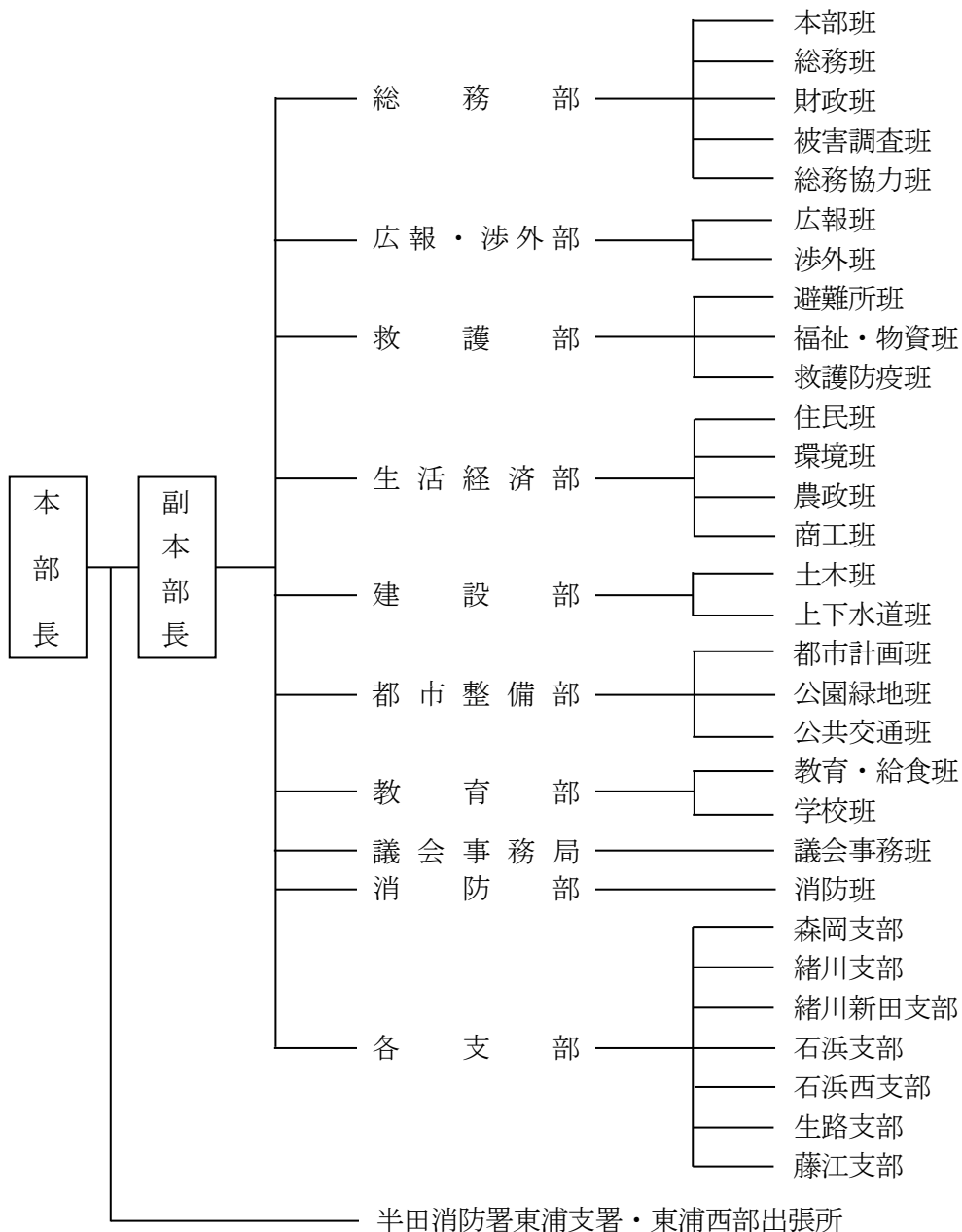
災害対策本部の組織は、町長を本部長として町の全機構を総括する構成であり、その所掌事務は水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括する。

また、町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

◆附属資料 78 「東浦町災害対策本部条例」

◆附属資料 79 「東浦町災害対策本部要綱」

[災害対策本部組織表]



【災害対策本部の所掌事務】

部名等	班名等	所掌事務
本部 本部長 町長 副本部長 副町長 教育長		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。
	総務班 (総務課) 班長 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。
	財政班 (財政課) 班長 財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関すること。 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関すること。 3 町有財産の被害調査に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。
	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 罹災者の税の減免等に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。
	総務協力班 (会計課、監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他（部）班の応援協力に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、住民自治課、DX推進課） 班長 住民自治課長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する事 と。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する事 と。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等 の発表及び情報の提供に関する事と。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する事 と。 5 他（部）班の応援協力に関する事と。
	渉外班（秘書人事課） 班長 秘書人事課長	1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する事と。 2 職員の公務災害に関する事と。 3 罹災死亡者に対する弔慰に関する事と。 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事と。
救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 （住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班） 班長 生涯学習課長	1 避難所の開設及び管理運営に関する事と。 2 外国人支援に関する事と。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事と。 4 罹災者の安否情報、確認に関する事と。 5 炊き出し米等の確保に関する事と。 6 他（部）班の応援協力に関する事と。
	福祉・物資班 （ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課） 班長 ふくし課長	1 救助物資の配給に関する事と。 2 罹災者の救護に関する事と。 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事と。 4 要配慮者の支援に関する事と。 5 在宅老人等に関する事と。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関する事と。 7 仮設住宅の入居者の選定等に関する事と。 8 日本赤十字奉仕団への協力要請に関する事と。 9 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事と。
	救護防疫班（健康課） 班長 健康課長	1 病気予防のための衛生対策に関する事と。 2 医療、助産に関する事と。 3 医薬品及び衛生資材の配分に関する事と。 4 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事と。
生活経済部 部長 生活経済部長	住民班（住民課） 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関する事 と。 2 埋火葬に関する事と。 3 他（部）班の応援協力に関する事と。
	環境班（環境課） 班長 環境課長	1 ごみ等（災害廃棄物、し尿を含む。）の処理に関する事 と。 2 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事と。 3 救護防疫班の応援協力に関する事と。

部名等	班名等	所掌事務
生活経済部 部長 生活経済部長	農政班（農業振興課） 班長 農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 4 排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5 排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。 6 他（部）班の応援協力に関すること。
	商工班（商工振興課） 班長 商工振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資の調達に関すること。 2 商工業関係事業所の被害調査に関すること。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 4 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。
建設部 部長 建設部長	土木班（道路河川課、 土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。
	上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。
都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 （都市計画課） 班長 都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	公園緑地班（公園緑地課） 班長 公園緑地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	公共交通班（まちづくり課） 班長 まちづくり課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
教育部 部長 教育部長	教育・給食班（学校教育課） 班長 学校教育課長	1 学校との連絡調整に関すること。 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関すること。 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関すること。 5 応急給食に関すること。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 7 他（部）班の応援協力に関すること。
	学校班（各小中学校）	1 各学校の被害調査及び報告に関すること。 2 避難所班の応援協力に関すること。
議会事務局 議会事務局長	議会事務班 （議会事務局）	1 議会災害対策会議に関すること。
消防部 部長 消防団長	消防班（消防団） 班長 副団長	1 防災応急措置に関すること。 2 罹災者の救護に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 住民に対する予警報、避難情報等の伝達に関すること。 5 避難誘導に関すること。
支 部	各支部	1 本部との連絡調整に関すること。 2 本部支部相互の情報伝達に関すること。 3 支部地区内の状況把握に関すること。 4 当該避難所の開設及び管理運営に関すること。 5 自主防災会を統括すること。
知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所		1 本部との連絡調整に関すること。 2 災害応急対策活動に関すること。
東浦町社会福祉協議会		1 災害ボランティアセンターの運営に関すること。

※所掌事務については、状況に応じ他班への応援協力を行うものとする。

3 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

災害対策本部を設置、又は廃止したときは、必要に応じてその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに本部の標識を掲示する。

通知及び公表先	方法	担当
愛知県防災安全局	県防災情報システム	総務部総務班
知多県民事務所（県民防災安全課）		
庁舎内及び出先施設	庁内放送又は電話等	総務部総務班
半田警察署東浦交番所	電 話	総務部総務班
消防団	電 話	総務部総務班
知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所	防災無線、電話等	総務部総務班

一般住民	同報無線、広報車等	広報・渉外部広報班
報道機関	電話、FAX等	広報・渉外部広報班

4 勤務時間外における体制の整備

町長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

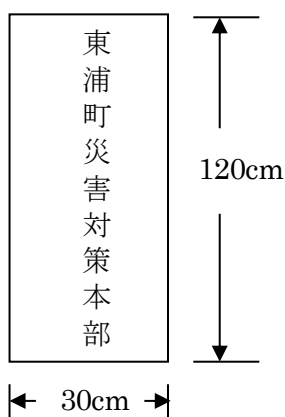
5 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 知多中部広域事務組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

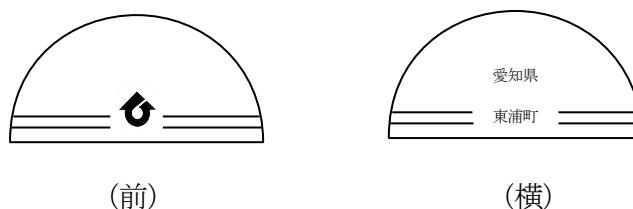
6 標識等

- (1) 災害対策本部を設置したときは、別図1の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、その他職員は災害活動に従事するときは、別図2の規格によるヘルメット及び別図3の規格による腕章を着用する。
- (3) 災害時において使用する本部の車両は、別図4の規格による標識をつける。
- (4) 災害時において従事する職員の服装は、町指定の作業服と長靴とする。
- (5) 「災害対策本部」の標識は、庁舎西会議室棟に掲げるものとする。

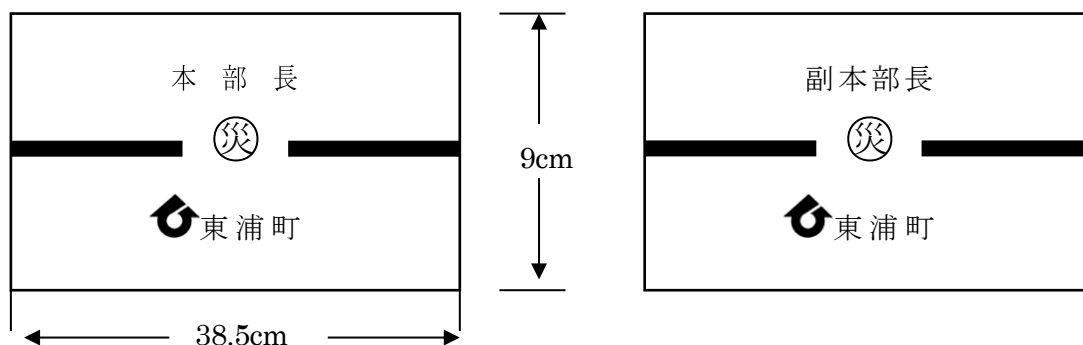
[別図1：標識]

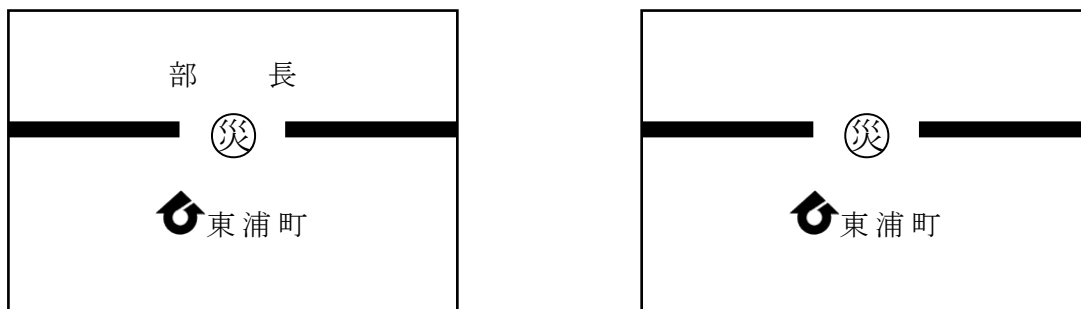


[別図2：ヘルメット]

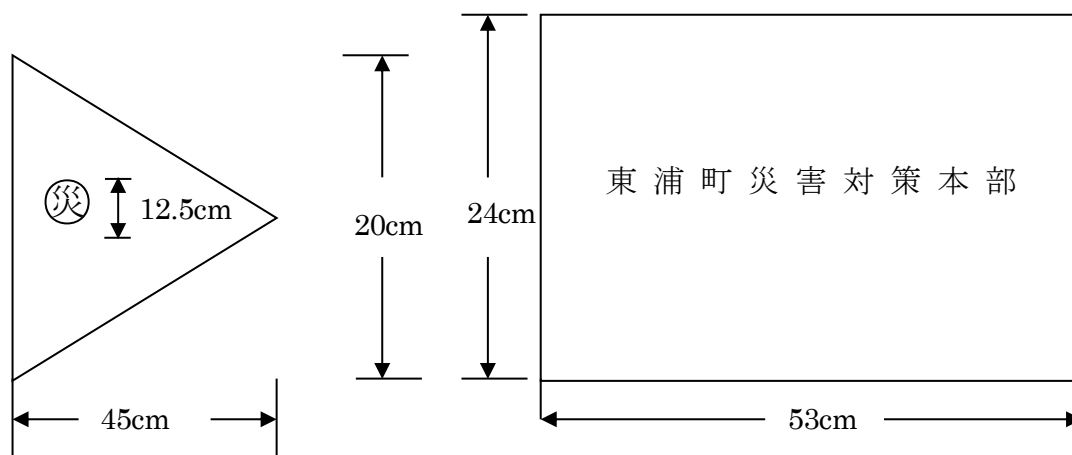


[別図3：腕章]





[別図4：車輛用標識]



※ (災) 文字は赤色、地は白色

第3節 非常配備

町長は、町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の防災対策の推進を図るため、本節「2 非常配備の基準」に応じて、あらかじめ町職員の非常配備体制を定め、迅速な初動態勢の確保に努めるものとする。

1 非常配備の区分

非常配備は、次の三段階に区分する。

(1) 第1非常配備

災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様、又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときなどに、必要最小限の非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

(2) 第2非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

必要に応じ災害対策本部を設置し、災害対策が円滑に遅滞なく行える態勢とする。

(3) 第3非常配備

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに町職員全員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す体制をとる。

2 非常配備の基準

(1) 非常配備時期及び非常配備員

各段階における非常配備時期及び非常配備員は、非常配備基準のとおりとする。

[非常配備の基準]

区分	指 令 又 は 解 除 の 時 期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
警戒配備	<p><指令の時期></p> <p>1 次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 町又は町の隣接市町において震度4の地震が発生したとき</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれなくなったとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	防災危機管理課職員
第1非常配備	<p><指令の時期></p> <p>1 災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報</p> <p>(2) 暴風警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 高潮警報</p> <p>(5) 暴風雪警報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3 町内河川の水位表示板で、堤防高から-1.10m（須賀川にあつては、-1.22m）を越えたとき。</p> <p>4 町又は町の隣接市町において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。</p> <p>5 その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。</p> <p>6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかつたとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	あらかじめ町長が指名する職員及び防災危機管理課職員 (災害対策本部設置)

<p>第2 非常 配備</p>	<p><指令の時期> 1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 2 町又は町の隣接市町において震度5弱の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。 4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。 5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 7 町内河川の水位表示板で、堤防高から-0.60m（須賀川にあっては、-0.72m）を越えたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>あらかじめ町長の指名する職員（第1非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員 （災害対策本部設置）</p>
<p>第3 非常 配備</p>	<p><指令の時期> 1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 4 町又は町の隣接市町において震度5強以上の地震が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。</p>	<p>職員全員 （災害対策本部設置）</p>

(2) 非常配備体制の要領

町長は、非常配備体制の要領を定め、職員に徹底を図るものとする。

(3) 非常配備時における職員（非常配備員）の留意事項

- ア 職員（非常配備員）は、各非常配備において与えられた事務又は業務がある場合は、当該事務又は業務を他の一般事務に優先して処理しなければならない。
- イ 職員（非常配備員）は、常に気象状態等に注意し、各非常配備に即応した配備につくことができるよう留意しなければならない。
- ウ 職員（非常配備員）は、休日その他勤務を要しない日及び勤務時間外において、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき、又は町若しくは町の周辺において震度5強以上の地震が発生したときは、配備指令を待つことなく、自主参集するよう努めるものとする。
- エ 職員（非常配備員）は、非常配備体制中は自ら配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け、待機しなければならない。
- オ 職員（非常配備員）は、非常配備体制中、交代者と引継ぎを完了するまでは勤務場所を離れてはならない。

3 非常配備の指令

- (1) 非常配備の指令（解除を含む。）は、本節「2 非常配備の基準」に定めるところにより、災害の規模、態様又はその状況に応じ、町長（本部長）が行うものとする。
ただし、第一非常配備の指令（解除を含む。）については、防災危機管理課長が行うものとする。
- (2) 非常配備の指令のうち、本節「2 非常配備の基準」に掲げる気象予警報等については、発表と同時に自動的に指令されたものとする。
- (3) 町長（本部長）は、非常配備を指令した場合において、特に必要があると認めるときは、当該非常配備を指令した職員以外の職員を指定して、非常配備を指令することができる。
また、非常配備を指令した職員を指定して、当該非常配備の解除の指令をすることができる。
- (4) 当該指令に関する事務は、総務部防災危機管理課（災害対策本部事務局）において処理するものとする。
- (5) 平常時（勤務時間内）の非常連絡
ア 防災危機管理課長は勤務時間内に、県、その他連絡機関より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは町長に報告し、配備体制の指示を受け、関係部課長に連絡するものとする。
イ 各部長、課長等はあらかじめ部員の非常連絡の系統を定め、所属の非常配備員に対して周知徹底しておく。
- (6) 勤務時間外、休日等の非常連絡
ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災危機管理課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。
イ 各部長等は、あらかじめ部員の非常連絡の系統を定め所属の部員に対して周知徹底しておく。
ウ 連絡を受けた非常配備職員は直ちに登庁し、所要の任務につくものとする。

第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合は、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、町の職員のみでは不足する場合は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

◆附属資料 83「災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例」

4 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第5節 災害救助法の適用

1 救助の実施

町長は、町内に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

2 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2章 避難行動

基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報等の発表、伝達

1 気象予警報等の伝達体制

- (1) 町長は、気象予警報等の伝達が迅速かつ正確になされるよう、町の機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

なお、境川については、上流域の降雨状況によっては災害のおそれがあるため、上流域の気象予警報等の情報収集を行うとともに、境川流域の市町及び関係機関と連携を図る。

- (2) 町は、気象予警報等で必要と認められる事項を住民及び町内の官公署へ周知する。

2 気象予報警報等

(1) 気象予警報等の種類と発表基準

気象及び水象に関する予警報は、名古屋地方気象台が異常気象等によって、東浦町域に災害が起こるおそれがあると予想したときに発表する。

[気象予警報等の種類]

種 類		発 表 基 準	
特 別 警 報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報		高潮になると予想される場合
	波浪特別警報		高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	

警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。			
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。(降雪を伴う。)			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。			
		市町村等をまとめた地域	市町名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		知多地域	東浦町	22	177
		を超えると予想される場合。			
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。			
市町村等をまとめた地域		市町名	流域雨量指数基準	複合基準 指定河川洪水予報による基準	
	知多地域	東浦町	五ヶ村川流域=21 明德寺川流域=8.8 石ヶ瀬川流域=13.4	五ヶ村川流域=(12, 17.9) 石ヶ瀬川流域=(12, 12) 愛知県境川水系境川・逢妻川 [泉田・一ツ木逢妻川]	
	を超えると予想される場合。				
高潮警報	市町村等をまとめた地域	市町名	警報基準 (潮位m)		
	知多地域	東浦町	3.2		
波浪警報	波浪・ウネリ等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0メートル以上と予想される場合。				
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが 10 cmを超えると予想される場合。				
注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を越えると予想される場合。			
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を越えると予想される場合。			
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。			
市町村等をまとめた地域		市町名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
	知多地域	東浦町	16	125	
	を超えると予想される場合。				

注 意 報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。おおむね次の条件に該当する場合である。				
		市町村等をまとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合基準	
		知多地域	東浦町	五ヶ村川 流域=14.7 明德寺川 流域=7 石ヶ瀬川 流域=10.6	五ヶ村川 流域= (8, 14.7) 明德寺川 流域= (8, 7) 石ヶ瀬川 流域= (8, 10.6)	指定河川洪水 予報による基 準 愛知県 境川水系 境 川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕
		を超えるると予想される場合。				
	濃霧注意報	濃霧によって著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上 100 メートル以下又は海上 500 メートル以下になると予想される場合。				
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。				
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合。				
	着氷（雪） 注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合。				
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5センチメートルを超えると予想される場合。				
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下と予想される場合。				
低温注意報	低温（おおむね最低気温が - 4℃以下）によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
高潮注意報		市町村等をまとめた地域	市町名	注意報基準（潮位 m）		
		知多地域	東浦町	1.6		
波浪注意報	波浪・ウネリ等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5 メートル以上と予想される場合。					
気象情報	記録の短時間 大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。1 時間に 100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。				

気 象 情 報	土砂災害警戒 情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県（県単位）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	記録的大雨 に関する気象 情報	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。

- ※1 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。
- ※2 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発表頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- ※3 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- ※4 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- ※5 地震の被災地に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。
- ※6 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方
 - (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
 - (2) 土壌雨量指数基準値は1キロメートル四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。
 - (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=21」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 21 以上」を意味する。
 - (4) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
 - (5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
 - (6) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(2) 通報に対する措置

ア 県、その他関係機関から通知される警報、注意報を防災危機管理課長が受領したときは、気象の状況と通報の内容を検討し、特に台風又は大雨に関する警報、注意報、情報等必要と認めるものについては、町長に報告するとともに、庁内放送等により関係部課長及び職員に伝達する。

イ 防災危機管理課長は、警報及び注意報のうち特に必要と認めるものについては、本庁内入口の電光掲示板に当該警報又は注意報の表示を行う。

ウ 警報等の伝達を受けた関係部課長及び職員は、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて一般住民及び各種団体並びに官公署、学校その他関係機関へ必要な伝達を行う。

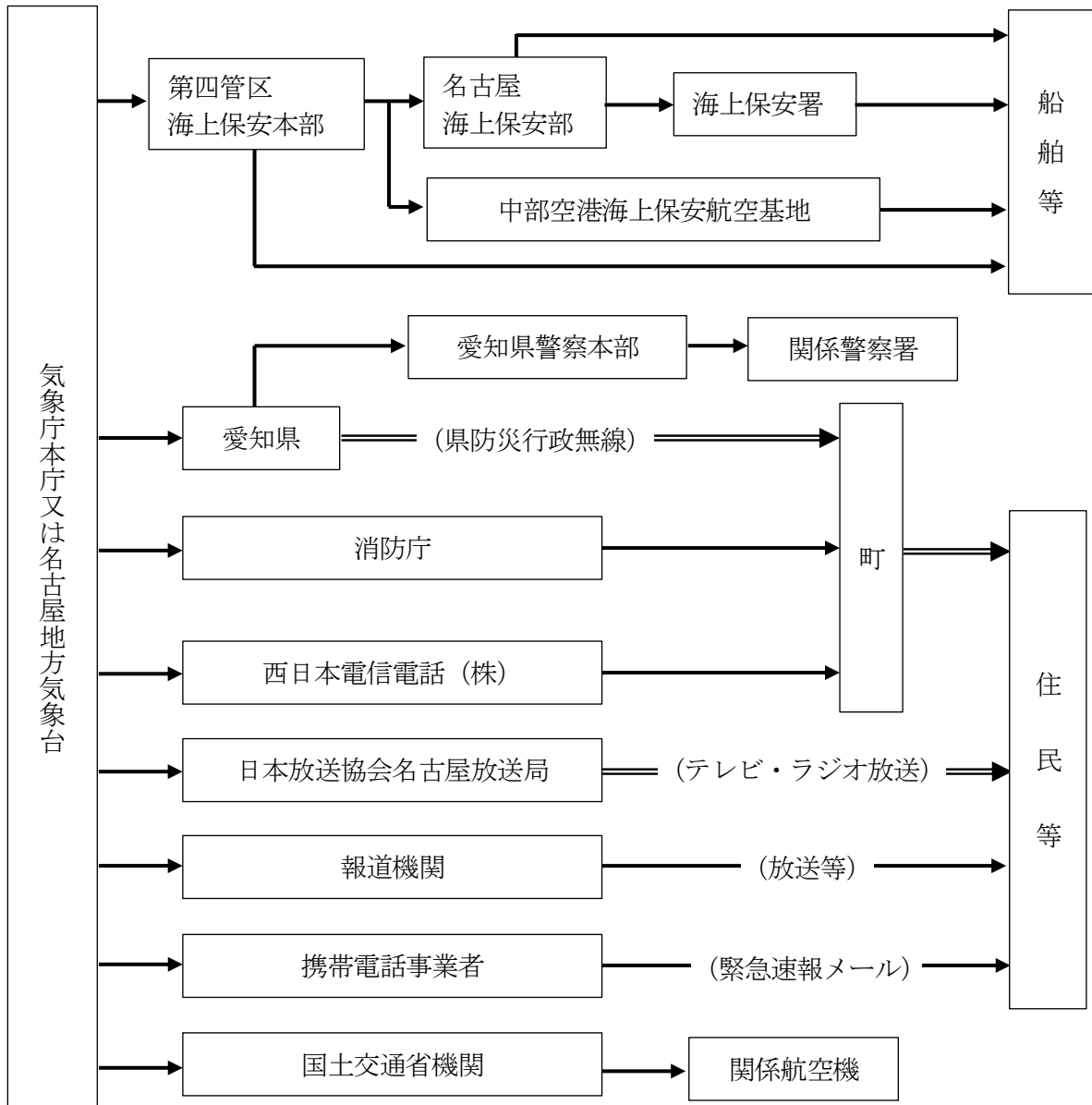
エ 県、その他関係機関から通知される火災予防、気象情報等の受領については、「災害防除のための警報、注意報、情報および対策通信受領、伝達簿」で防災危機管理課長に報告する。

3 気象予報警報等

(1) 気象、水象に関する特別警報・警報等

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報を含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。

(伝達経路)



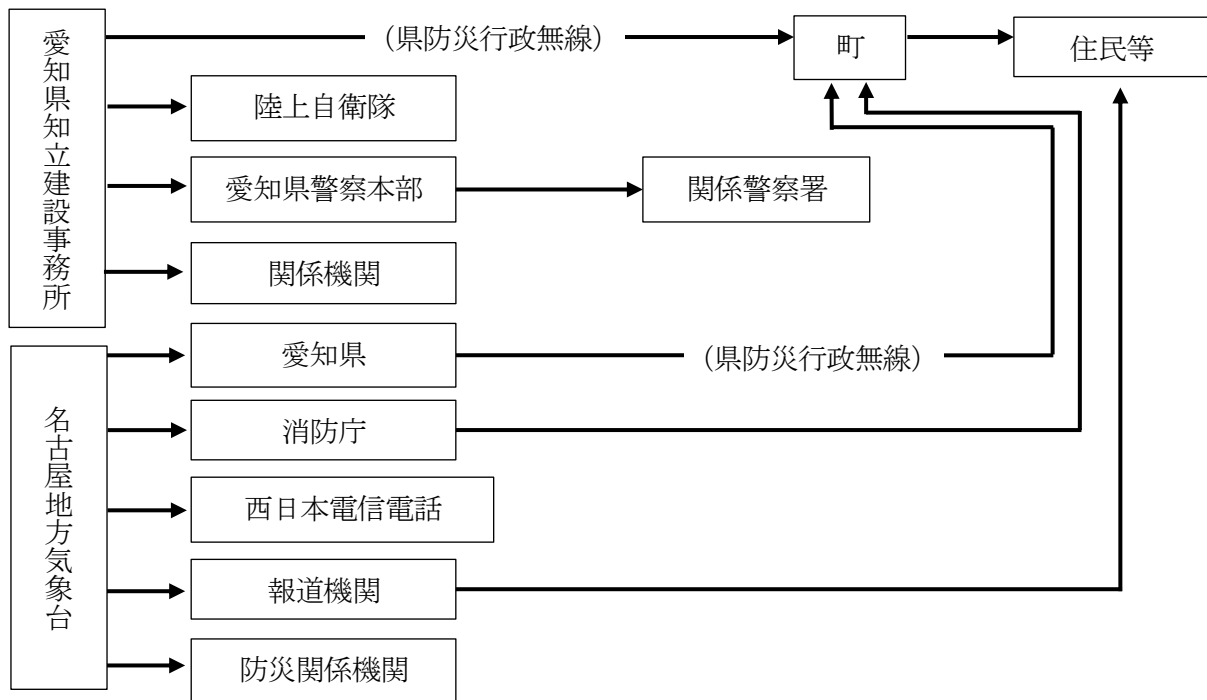
※注意

- 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。
- 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
- 3 西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(2) 洪水予報

洪水予報は、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）に、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。

[知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報：境川、逢妻川洪水予報]
(伝達経路)



(3) 水防警報

水防警報は、知事が指定する河川又は海岸において対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか若しくは警戒水位を超えるとき又は洪水若しくは高潮による災害が予想される場合において水防の必要が認められたときに発する。

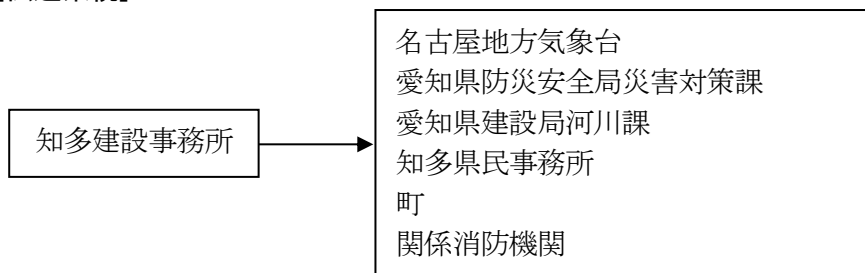
[知事が発表する水防警報：愛知県沿岸水防警報、境川・逢妻川水防警報、愛知県津波水防警報]

ア 愛知県沿岸高潮水防警報

[海岸の区域]

海岸名	区 域	
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

[伝達系統]

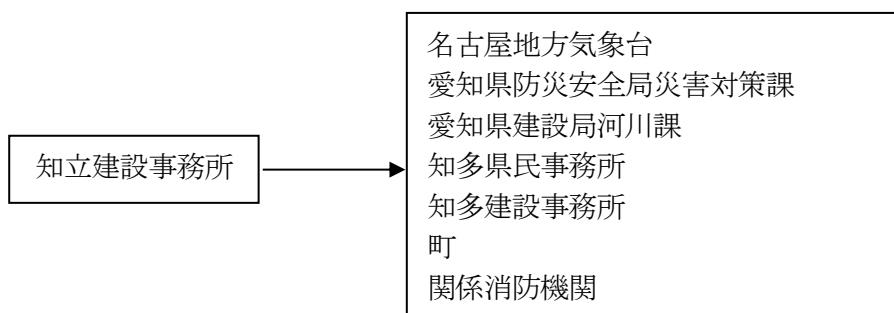


イ 境川・逢妻川水防警報

[河川の区域]

河川名	区域（起点～終点）		基準水位（観測所名）
境川	井堰川合流点から	海まで	T. P4. 70（泉田：左岸河口から 7.33 キロメートル）
逢妻川	逢妻女川、逢妻男川合流点から	海まで	T. P. 3. 80（一ツ木：左岸河口から 8.45km）

[伝達系統]

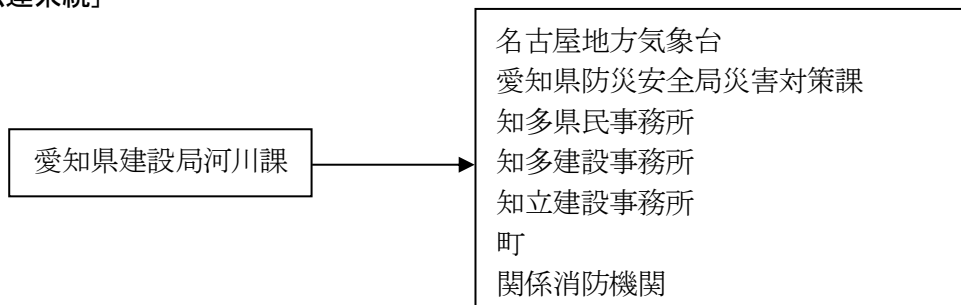


ウ 愛知県津波水防警報

[東浦町が属する津波予報区]

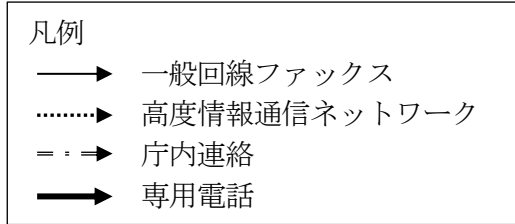
津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

[伝達系統]

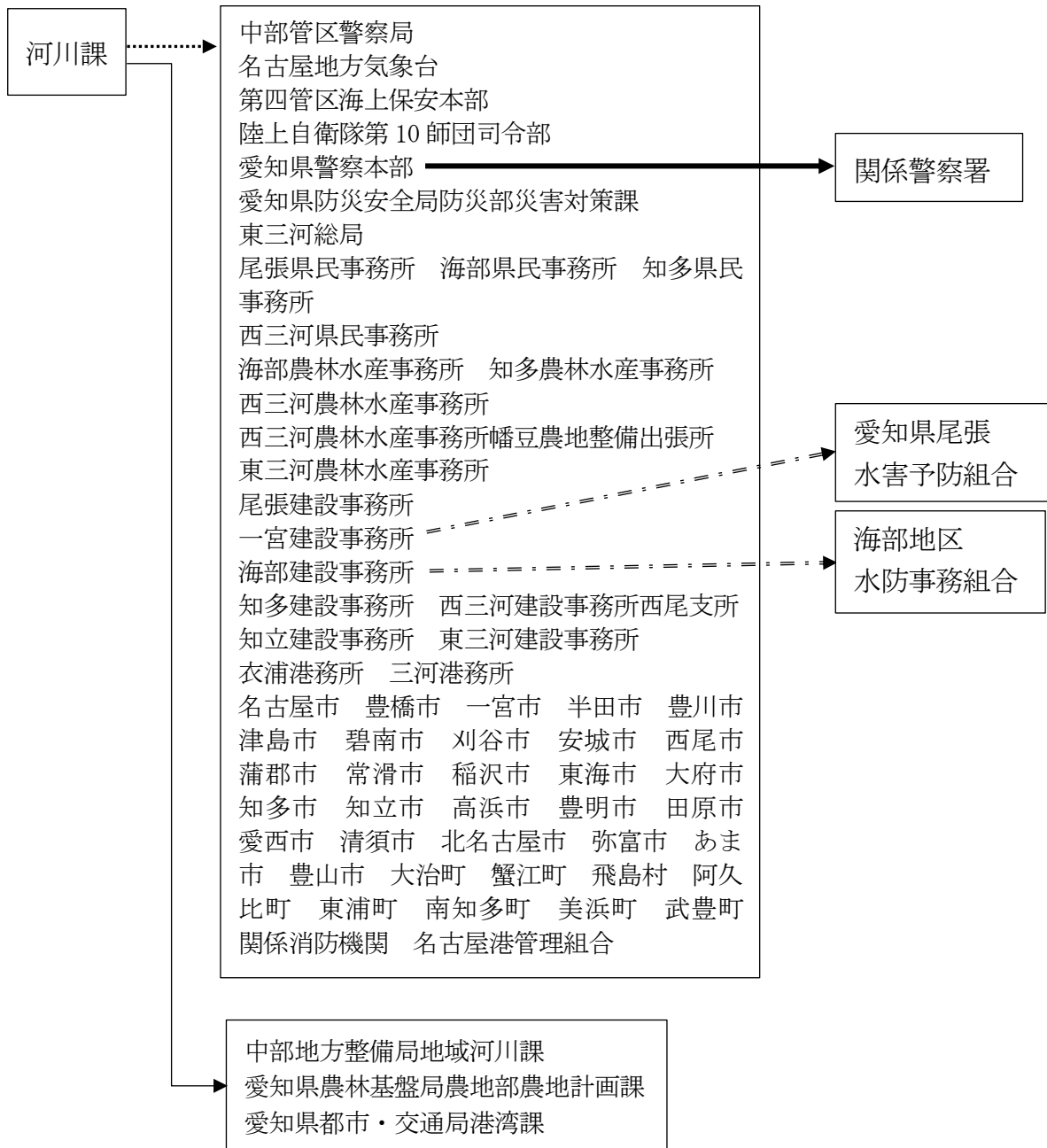


(4) 水位周知海岸の水位情報 (高潮氾濫発生情報)

知事が通知する水位周知海岸
(高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [高潮]))



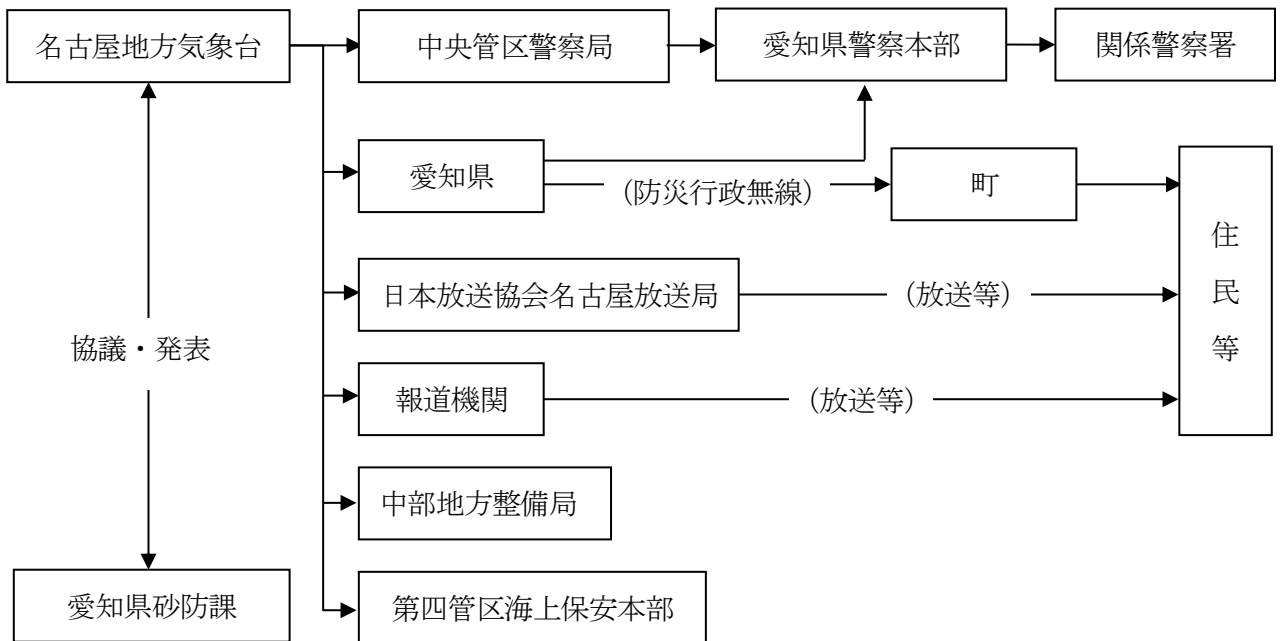
・ 三河湾・伊勢湾沿岸



(5) 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害])

土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) は、分けられた区ごとに、土砂災害発生危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。

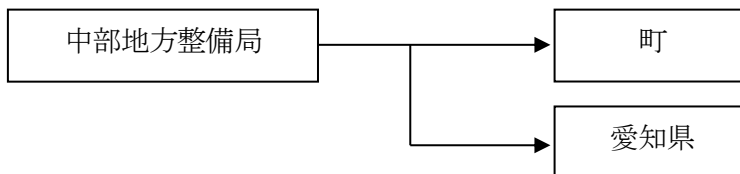
また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して町や住民に提供する。



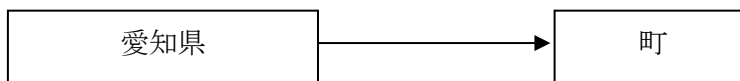
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(6) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



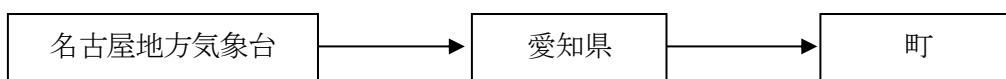
イ 大規模な土砂災害（地すべり）



(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど。）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

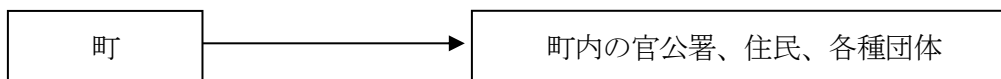
(7) 火災気象通報

名古屋地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときにその状況を通報する。



(8) 火災警報

町長が、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときに発令する。



4 異常現象の通報

- (1) 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、町長、警察官又は海上保安官に通報する。
- (2) 上記の通報を受けた警察官、海上保安官は、直ちに町長へ通報する。
- (3) 異常現象を承知した町長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報する。

第2節 避難情報

1 実施責任者

(1) 町長（すべての災害の場合）

ア 避難情報

町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難情報の発令基準に基づき、速やかに警戒レベルを付して的確な避難情報を発令するものとする。

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

イ [警戒レベル5]緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

ウ [警戒レベル4]避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な [警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示等を発令する。

エ [警戒レベル3]高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高

齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]高齢者等避難を発令する。

オ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

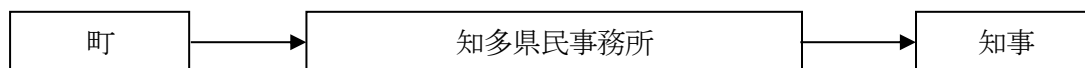
カ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

キ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

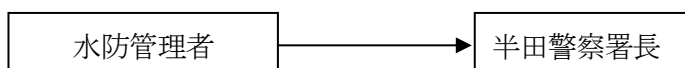
(災害対策基本法第60条第4項)



(2) 水防管理者（水防法第29条による災害の場合）

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。立退くことを指示したときは、その旨を警察署長に通知する。

(水防法第29条)



(3) 知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法による場合）

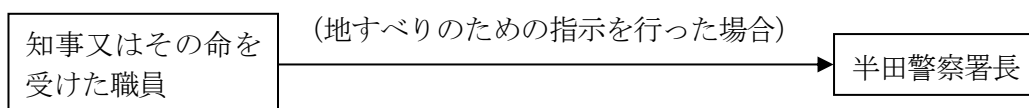
ア 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

イ 地すべりのための立退きの指示

知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。立退くことを指示したときは、その旨を警察署長に通知する。

(地すべり等防止法第25条)



ウ 町長の事務の代行

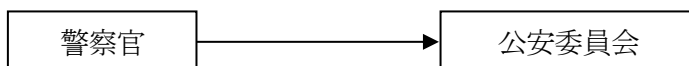
知事は、当該災害の発生により、町長が避難のための立退き等の指示の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わってその事務を実施する。

(4) 警察官（すべての災害の場合）

ア 警察官職務執行法第4条による措置

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(警察官職務執行法第4条第2項)

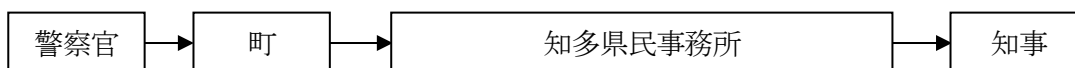


イ 災害対策基本法第61条による指示

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

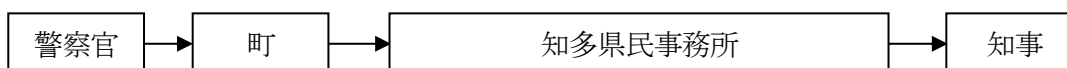
また、警察官は自ら立ち退きを指示したときは、直ちに町長に連絡する。

(災害対策基本法第61条第3項及び第4項)



(5) 海上保安官（災害対策基本法第61条による指示）

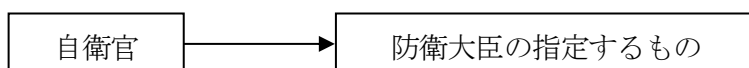
「(4) イ災害対策基本法第61条による指示」に準ずるものとする。



(6) 自衛官（避難等の措置）

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り、「(4) ア警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(自衛隊法第94条)



2 避難情報

(1) 避難情報の分類

避難情報は、三段階に分類し、立退き避難が必要な居住者等に求める行動については、次によるものとする。

〔避難情報一覧〕

区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保 ※1）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、町長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

(2) 避難指示の内容

避難指示の発令は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。


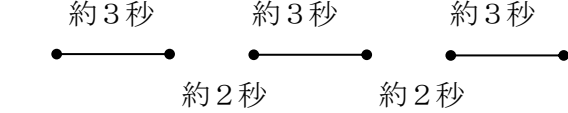
ア 住民への周知徹底

- (ア) 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。
- (イ) 災害により危険区域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせるための手段は、同報無線、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広

報車の巡回、自主防災組織の連絡員、信号等による。信号にあつては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。
このほか災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

- (ウ) 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。
(エ) 町は、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

[信号]

警鐘信号		連打
サイレン信号		

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

(4) 避難指示の報告

町長が避難指示を行った場合、又は警察官等から指示したことの連絡を受けた場合は、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ア 発令者、理由及び日時
- イ 避難対象地区及び避難先
- ウ 避難者数

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって半田警察署及び町が誘導を行う。その場合、避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

- (1) 避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難所を2箇所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路へ誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であつた者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市町村における措置

市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があつた場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する。
- 町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 町、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 被害状況等の収集と調査

- (1) 町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。
特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。
ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (2) 被害状況等の収集と調査は、関係機関及び自主防災会、諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。
- (3) 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (4) 災害情報及び被害状況の調査については、警察の機関をはじめ、関係機関と十分な連絡をとる。
- (5) 被害状況（人的、住家等）の調査、収集等に係る人員については、各班において計画しておくものとする。
- (6) 各班長は、収集した状況及び情報をまとめ防災危機管理課長に報告し、防災危機管理課長は報告を受けた内容を整理し、本部長（町長）に報告する。
- (7) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

2 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

3 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

- (1) 町長は、災害が発生したとき、又は災害のおそれがあるときは、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに知多県民事務所、半田保健所、知多農林水産事務所、知多建設事務所等に報告する。
- (2) 被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とする。この場合の報告責任者は防災危機管理課長とし、数的調整については注意して報告する。
- (3) 県及び関係機関への報告にあたり、町は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。
- (4) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線により報告するものとする。
なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (5) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (6) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災・災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、「災害概況速報伝達様式」により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告する。）

また、一定規模以上の災害（速報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

- (2) 消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

なお、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」による確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

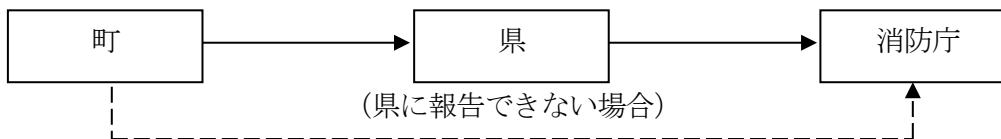
- (3) 非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- (4) 町、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあつては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- ◆附属資料 60 「災害概況速報」
- ◆附属資料 61 「災害発生状況等（速報・確定報告）」
- ◆附属資料 62 「人的被害情報」
- ◆附属資料 63 「避難状況・救護所開設状況」
- ◆附属資料 64 「公共施設被害」
- ◆附属資料 116 「災害に係る情報発信等に関する協定」

◆附属資料 117 「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定」

[県及び消防庁への連絡先]



[知多方面本部への連絡先]

		第1 非常配備	第2 非常配備 (準備体制)	第2 非常配備 (警戒体制) ※注 1	第3 非常配備
勤務 時間 内	配備 場所	知多県民事務所 県民防災安全課 (知多総合庁舎 2 階)		災害対策センター (知多総合庁舎 3 階大会議室)	
	N T T	0569-21-8111 (庁舎代表) 内線 201、377 (防災) 内線 379 (消防) 内線 378 (保安)		0569-21-8111 (庁舎代表) 内線 460、461 直通 0569-25-0510 (FAX 兼用)	
	N T T (FAX)	0569-23-2354		直通 0569-25-0510 (電話兼用)	
	防災行 政無線	無線発信番号-604-377、201 (防災) 無線発信番号-604-379 (消防) 無線発信番号-604-378 (保安)		無線発信番号-604-460 (総括班) 無線発信番号-604-461 (総務班) 無線発信番号-604-462、463 (情報班) 無線発信番号-604-452 (緊急物資班) 無線発信番号-604-450 (支援班) 無線発信番号-604-455～458 (県民相談)	
	防災行 政無線 (FAX)	無線発信番号-604-1151		無線発信番号-604-1150	
勤務 時間 外	配備 場所	上記配備場所の欄と同じ		上記配備場所の欄と同じ	
	N T T	0569-21-8111 (庁舎代表)		上記配備場所の欄と同じ	
	N T T (FAX)	0569-23-2354		上記配備場所の欄と同じ	
	防災行 政無線	無線発信番号-604-201、377		上記配備場所の欄と同じ	
	防災行 政無線 (FAX)	無線発信番号-604-1151		上記配備場所の欄と同じ	

※1 警戒体制であっても、被害状況によっては知多県民事務所県民防災安全課での配備となる場合がある。但し、その場合は事前に市町に連絡するものとする。

※2 知多方面本部 (知多県民事務所) に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部 (災害対策課) とする。

[県への連絡先]

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災安全局内			本庁舎6階災害情報センター		
勤務 時間 内	N T T	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) 直通 052-954-6193 (災害、特殊災害) 直通 052-954-6195 (救急・救助) 直通 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (情報部情報班) 052-971-7105 (統括部統括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (統括部統括班) 内線 5325～5326 (統括部渉外班) 内線 5309～5311 (広報部広報班) 内線 5322～5323 (情報部整理班) 内線 5318～5321 (情報部部局班) 内線 5312～5314 (情報部方面班) 内線 5315～5317 (情報部公共機関班) 内線 5324 (情報部調査班) 内線 5327～5328 (運用部庶務班) 内線 5329～5330 (運用部運用班) 内線 5331 (運用部財務会計班)		
	N T T (FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7103 052-971-7106		
	防災行 政無線	600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2526 (特殊災害) 600-2559 (火災) 600-2526 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360～1361 (統括部統括班) 600-1362 (統括部渉外班) 600-1363 (広報部広報班) 600-1366 (情報部部局班) 600-1364 (情報部方面班) 600-1365 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1369 (県警・自衛隊)		
	防災行 政無線 (FAX)	600-1510			600-1514, 1515		
勤務 時間 外	N T T	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	N T T (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災行 政無線	600-5250～5253 (宿日直室)			同上		
	防災行 政無線 (FAX)	600-4965 (宿日直室)			同上		
e-m a i l saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp							

[消防庁への連絡先]

通常時（平日（祝日、年末・年始を除く。）9：00～17：00）（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7527	7527	TN-048-500-7527
03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)	TN-048-500-7537 (FAX)

夜間・休日（消防庁宿直室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7777	7782	TN-048-500-7782
03-5253-7553 (FAX)	7789 (FAX)	TN-048-500-7789 (FAX)

[伝達の対象となる被害と伝達内容]

報告の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）	「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること
人、住家被害等	人的被害・住家被害	「人的被害情報伝達様式」によること
	避難状況・救護所開設状況	「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする </div>
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

[被害認定基準]

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 （重傷） 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷） 1ヶ月未満で治療できる見込みの者
	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

被害区分		認定基準
住家の被害	(棟)	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上する至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれ主屋の附属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の述べ70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば、元とおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	
損壊		道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
冠水		道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。

被害区分		認定基準
その他	(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨海交通のための施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	がけ崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。	
(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。	

被害区分		認定基準
火災発生	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、カッコ書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、

復旧見込み

- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み応援要請又は職員派遣の状況

5 被害状況の照会・共有

- (1) 町は、他機関所管の被害状況を、把握する必要があるときは、原則としてそれぞれ所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、調整池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

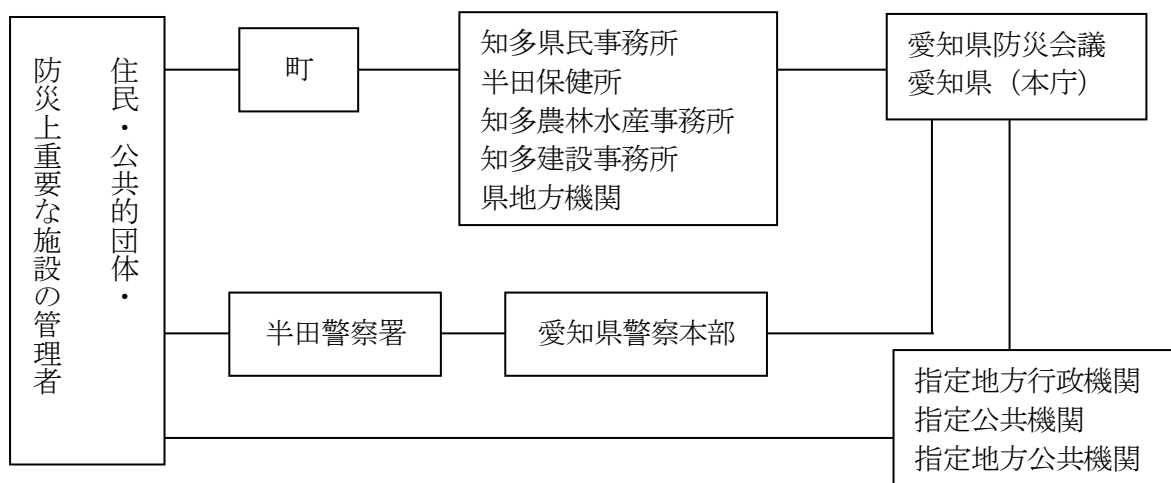
第2節 通信手段の確保

1 通信窓口

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施し、携帯電話についても有効活用を図るものとする。

町は、災害時における通信等の錯そうを避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。この場合、災害用指定電話は、災害対策本部が開設されたときは、災害対策専用とする。

[情報の一般的収集伝達系統図]



[関係機関の窓口]

町	町総務部防災危機管理課 (災害対策本部開設時は、役場西会議室)	一般加入電話 0562-83-3111 (内線 348) 同 F A X 0562-83-9756 愛知県防災行政用無線電話 758-2-235 同 F A X 758-1150 役場携帯電話 090-3481-4303 090-3158-4338
	県防災安全局災害対策課	県防災行政無線電話 600-1128 同 F A X 600-1510 一般加入電話 052-961-2111 (直通) 052-951-3800 警察電話 2375 《災害情報センターが開設されたとき》 県防災行政無線電話 600-1360~1362 一般加入電話 052-971-7104 052-971-7105 同 F A X 052-971-7103 052-971-7106
県	知多県民事務所 県民防災安全課	県防災行政無線電話 604-377~379 (夜間) 604-9 同 F A X 604-1151 一般加入電話 0569-21-8111 同 F A X 0569-23-2354
	半田保健所	県防災行政無線電話 8-8102-31 (総務企画課) 8-8102-33 (生活環境安全課) 8-8102-34 (健康支援課) 同 F A X 8-8102-11 一般加入電話 0569-21-3341 (総務企画課) 0569-21-3342 (生活環境安全課) 0569-21-3354 (健康支援課) 同 F A X 0569-24-7142 衛星電話 090-9021-6669 (ワイドスターⅡ) 772581471 (インマルサット) 衛星優先携帯電話 090-5610-2056 090-5006-8605
	半田警察署警備課	一般加入電話 0569-21-0110 (内線 463) 同 F A X 0569-24-0110
消防	知多中部広域事務組合 消防本部	一般加入電話 0569-21-0119 同 F A X 0569-22-7420
	知多中部広域事務組合 半田消防署東浦支署	一般加入電話 0562-83-0119 同 F A X 0562-83-5411
	知多中部広域事務組合 半田消防署東浦西部出張所	一般加入電話 0562-82-1191 同 F A X 0562-82-1192

2 電話、電報施設等の優先利用

町を始めとする各防災関係機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等迅速に行うため、電話、電報施設等を優先利用することができる。

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(2) 非常電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、他の電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」（8時から19時までの受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- ア 非常電報の申し込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- エ 通信文と発信人名

(3) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115番」（8時から19時までの受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- ア 緊急電報の申し込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- エ 通信文と発信人名

(4) 県防災情報システムの使用

町は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

3 有線電話途絶時の連絡

各防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設及び連絡員を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不能な場合に限られる。

(1) 県等への連絡

町と県防災安全局との通信連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものとし、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、一般加入電話及び東浦交番所の警察電話を使用するものとする。

(2) 町内各区長、消防団との連絡

町内各区長又は消防団との連絡は、町防災行政無線及び同報無線の使用並びに連絡員を派遣するものとする。

4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっているが、災害時において優先通信を利用することができない

か、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の内容

- ア 人命救助に関するもの
- イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- オ 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のため必要なもの
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援並びにその他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
- コ 町長が医療、土木・建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定する。

- ◆附属資料 22「無線局」
- ◆附属資料 23「防災行政無線（移動系）」
- ◆附属資料 24「防災行政無線（同報系）屋外拡声子局」
- ◆附属資料 115「災害時の放送等伝達に関する協定」
- ◆附属資料 117「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定」

第3節 広報

- 1 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- 2 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を目的に、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の広報のため、（1）の手段を有効に組み合わせて、（2）の事項について住民への災害広報を実施する。

(1) 広報の手段

- ア 報道機関への情報提供
- イ 防災行政無線（移動系）、同報無線
- ウ ケーブルテレビの放送
- エ Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- カ 広報紙等の配布
- キ 広報車の巡回

- ク 掲示板への張紙
- ケ その他広報手段
- (2) 広報すべき事項
 - [事前情報の広報]
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
 - [災害発生直後の広報]
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 医療・救護所の開設情報
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
 - [応急復旧時の広報]
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧・水その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金及び救援物資の受け入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 町は、収集掌握した諸情報等についてはその都度報道機関に資料の提出をするとともに報道機関が行う独自の取材活動に対しては、情報資料の提出、放送出演等積極的に協力する。

4 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

町、県及び各防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に、速やかな災害応急活動が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を実施する。

1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町内において災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し知多方面本部を通じて応援を求め、災害応急対策を実施する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

2 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町内において災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。

なお、協定に基づく応援で不足するときは、協定外の市町村に対しても応援を要請するものとする。

また、他市町村から応援を求められたときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、できる限りの必要な応援をするものとする。

3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

5 経費の負担

国又は県から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県又は他市町村から町に派遣又は応援を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、あらかじめ定めのあるものを除き、その都度協議して定める。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 緊急消防援助隊等の応援要請

(1) 援助要請

町及び知多中部広域事務組合は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

(2) 広域活動部隊の活動拠点

町及び知多中部広域事務組合は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

(3) 緊急消防援助隊式支援本部の設置運営

町及び知多中部広域事務組合は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

◆附属資料 49 「緊急消防援助隊の応援要請先」

2 海上保安庁の応援要請の依頼

(1) 町長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

(2) 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び応急措置を要請する理由

イ 応急措置を希望する期間

ウ 応急措置を希望する区域

エ 活動内容

(ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

(イ) 巡視船を活用した医療活動場所の提供

(ウ) 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(エ) その他町及び県が行う災害応急対策の支援 等

オ その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

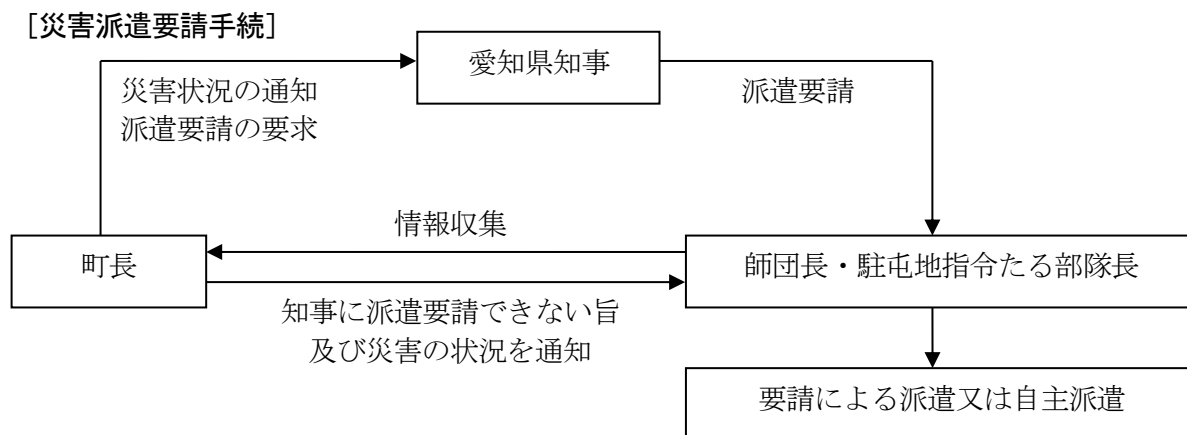
(3) 知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請者

(1) 自衛隊の災害派遣を要請することができるのは、知事、第四管区海上保安本部長及び中部空港事務所長である。町長又は防災機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事（知多県民事務所経由）にその旨を申し出、知事から災害派遣命令者に対して、派遣要請をする。

ただし、緊急を要する場合等正式な手続きを執るいとまがないときは、町長は直接、災害の状況等を通知することができるが、この場合も事後において知事に対して正式な手続きを取る必要がある。



2 災害派遣命令者と担当地域

災害派遣命令者及びその部隊の担当地域は次のとおりである。

災害派遣命令者	担当地域	電話番号	所在地
陸上自衛隊第10師団長 (第3部防衛班)	県内全域	加入電話 (052) 791-2191 課業時間内：内線 4237 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (師団当直長) 防災行政無線 8-8230-31 (作戦室) -32 (当直) -33 (防衛班) 衛星電話 9-230-33	〒463-8686 名古屋市守山区守山3-12-1

災害派遣命令者	担当地域	電話番号	所在地
陸上自衛隊第35普通科連隊長 (第3科)	県西部	加入電話 (052) 791-2191 課業時間内：内線 4831 (第3科) 課業時間外：内線 4509 (部隊当直指令) 防災行政無線 8-8230-34 衛星電話 9-230-34	〒463-8686 名古屋市守山区守山3-12-1
航空自衛隊第1輸送航空隊指令 (防衛部)	県内全域	加入電話 (0568) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) 防災行政無線 8-8250-31 (作戦室) -32 (当直) 衛星電話 9-250-31	〒485-0025 小牧市春日寺1丁目1
海上自衛隊横須賀地方総監 (防衛部3室)	県内全域	加入電話 課業時間内：(046) 822-3522 (第3幕僚長) 課業時間外：046-823-1009 (オペレーション) 衛星電話 9-012-637-723	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目

※愛知県西部 (尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多) の連絡・調整は、第35普通科連隊が担当。

3 災害派遣

(1) 災害派遣の措置

災害派遣命令者は災害派遣要請者から天災地変その他の災害に際し、人命又は財産保護のため必要があると認めて、部隊等の派遣要請があった場合には、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を取る。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たずに部隊等を派遣した後、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施する。

(3) 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産保護のため防災関係者等と緊密に連絡、協力して、次の活動を行う。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合でも必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路の損壊、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に関する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」昭和 33 年総理府令第 1 号に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力の範囲内における火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

ス その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

(4) 自衛隊の撤収

災害派遣命令者は、災害派遣要請者から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じる。

4 災害派遣要請等手続

(1) 派遣要請依頼及び派遣要請

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。この場合において、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

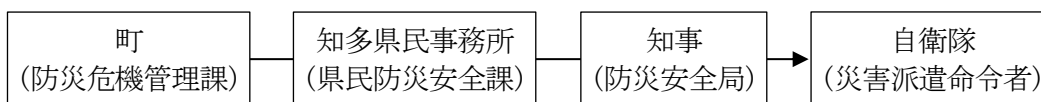
また、町長は、知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、災害派遣命令者に災害の状況を通知することができる。町長は、通知したときは速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

イ 災害派遣要請者は、町長又は関係機関の長から前述の自衛隊災害派遣の要請依頼を受けた場合、あるいは依頼がない場合でも周辺市町の被害、震度状況、通信の状況の全般状況から判断し、明らかに派遣要請の必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話その他迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

[災害派遣要請等手続系統]



(注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、知多県民事務所(県民防災安全課)へも連絡すること。

(2) 撤収要請依頼及び撤収要請

ア 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 災害派遣要請者は市町村長又は関係機関の長から前述の自衛隊災害派遣の撤収依頼を受けた場合は、その内容を検討し適当と認めるときは、関係自衛隊の長に対して、撤収要請の手続きをとる。

◆附属資料 67 「自衛隊災害派遣部隊派遣要請書」

◆附属資料 68 「自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは町長に受入れ態勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び町との相互間の連絡に当たるとともに自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 町長は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよ

う配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又理者との調整を確実に実施する。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配置するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

- a 離着地点には、下記基準H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

◆附属資料 33 「緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」

◆附属資料 34 「着陸帯設定時における留意事項」

◆附属資料 35 「離着地点及び無障害地帯の基準」

6 災害派遣に伴う経費の区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料。

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料。

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修理費。

エ 県及び市町村が管理する有料道路の通行料。

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

町の地域内に大規模な災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量とも超えることが予想できる。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築くことが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 町は、東浦町社会福祉協議会と協議し、速やかにボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、コーディネーターの派遣を防災ボランティア団体に要請する。

(2) 災害ボランティアセンターは、「東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

- ル」に基づいて、運営するものとする。
- (3) 災害ボランティアセンターに派遣された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ、支援要請の内容把握、需給調整、活動支援等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
- ア 災害対策本部やNPO・ボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせん等の情報を提供する。
- イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
- ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
- エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
- オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

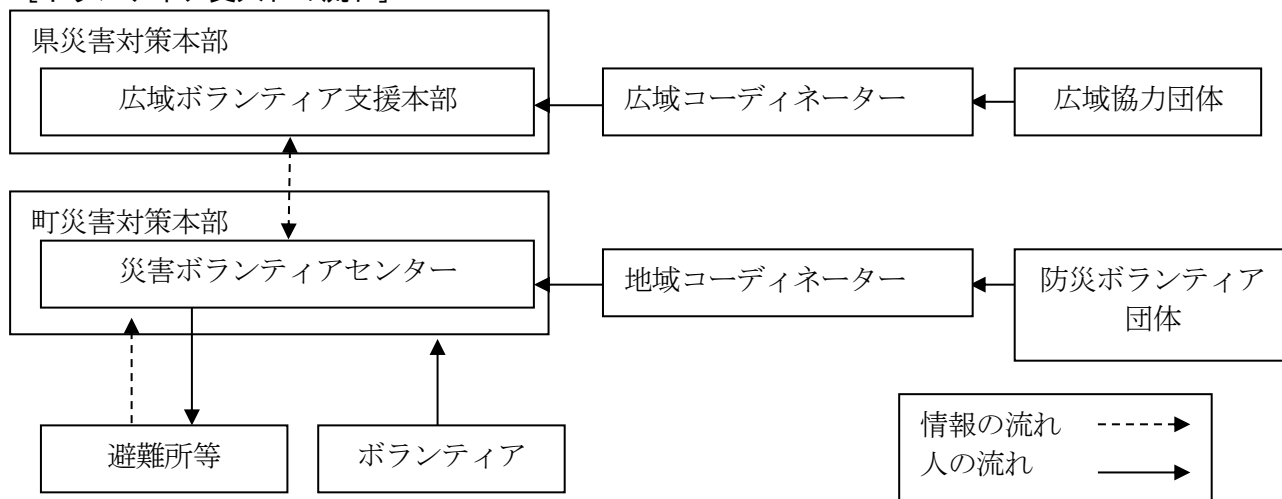
町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 婦人会
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 大学生
- (5) 高等学校生徒
- (6) その他ボランティア団体
- (7) 町外からのボランティア

◆附属資料 58 「東浦町赤十字奉仕団」

[ボランティア受入れの流れ]



第5節 防災活動拠点の確保等

(1) 町は、大規模な災害が発生し、町内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材及び物資の集結又は集積に必要となる活動拠点として、地区防災活動拠点となる災害復旧用オープンスペース候補地を関係者等と調整し、確保に努めるものとする。

また、町は近隣市町への応援が必要となる場合についても、災害復旧用オープンスペース候補地を活動拠点として活用するものとする。

◆附属資料 20 「防災活動拠点」

(2) 物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第5章 救出・救助対策

基本方針

- 災害により、生命及び身体が危険な状態にある者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送するものとする。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県の防災ヘリコプターを活用するものとする。

第1節 救出・救助活動

1 災害救助法適用前の災害救助

- (1) 町長が実施責任者となって救急活動の指揮命令をし、その状況を速やかに県へ報告する。
- (2) 知多中部広域事務組合消防本部及び町消防団等を主体とした救出班を編成して救出を行うものとし、必要に応じ救出に要する機械器具を借り上げる等実情に即した方法により行う。
- (3) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (4) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町及び知多中部広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (5) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

◆附属資料 46「救助用資機材等」

◆附属資料 100「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

ア 適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 災害救助法による救助の要否は、町で判定すること。
- (ウ) 原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- (ア) 被災世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したときは、災害救助法を適用する。
 - a 町内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 60 世帯以上に達したとき。
 - b 被害世帯数が a の基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、町の被害世帯数が 30 世帯以上に達したとき。
 - c 被害世帯数が a 又は b の基準に達しないが、県下で被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
 - d 町の被害が a、b 及び c に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算の計算は、次の方法による。

- ※1 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯をも

ってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

※2 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

※3 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じたときは、県に要請して災害救助法を適用する。

(2) 災害救助法が適用された場合の災害救助

ア 実施機関

災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防災安全局及び知多県民事務所と緊密な連絡のもと、知事の委任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されている。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施する。

[町に委任されていない事項]

(ア) 応急仮設住宅の供与

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災住宅の応急修理

(エ) 生業資金の貸付

イ 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

(ア) 收容施設の供与（応急仮設住宅の供与含む。）

(イ) 炊き出しその他による食品の供与

(ウ) 飲料水の供給

(エ) 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(オ) 医療及び助産

(カ) 被災者の救出

(キ) 被災住宅の応急修理

(ク) 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与

(ケ) 学用品の給与

(コ) 埋葬

(サ) 遺体の捜査

(シ) 遺体の処理

(ス) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 航空機の活用

1 防災ヘリコプターの活動

町の地域内に災害が発生した場合、発災直後の情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県の防災ヘリコプターを活用する。ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

(1) 被害状況調査等の情報収集活動

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等々の救援物資並びに人員等の輸送

(3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

(4) 火災防御活動

(5) 救急救助活動

- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2 出動

- (1) 町長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。
 - ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
 - イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
 - ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効な場合
- (2) 町長は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生場所
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数
 - キ その他必要な事項
- (3) 事務委託
 - (1) 及び(2)の措置は、地方自治法第252条の14(事務の委託)により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。
- (4) 緊急時応援要請連絡先
 - 緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。
 - ア 名古屋市消防航空隊(8時45分から17時30分まで)
 - 電話 0568-54-1190
 - FAX 0568-28-0721
 - イ 名古屋市防災指令センター(17時30分から8時45分まで)
 - 電話 052-961-0119
 - FAX 052-953-0119
- (5) これに定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。

[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]

離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分
東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚20	83-0111	136度52分83秒	34度57分26秒	小型

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療・助産（医療救護）

災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、被災状況を把握し、必要があると認めるときは、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、日赤、災害拠点病院等関係機関の協力を得て、町域を越えた協力体制を確立するとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

また、町は、県が設置する2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

なお、災害により医療、助産機能が低下し、医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療、助産に関する処置を必要とするので、その方法を定めるものとする。

1 医療救護班及びDPATの編成

(1) 医療救護班

ア 医療救護班は、おおむね医師1～3人、看護師2～3人、事務員（薬剤師等を含む）1～2人とする。

イ 医療救護班の活動に必要な医薬品その他衛生材料（以下「医薬品等」という。）は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、災害用救急箱を整備しておくことを原則とする。

ウ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

(2) DPAT

ア DPAT（災害派遣精神医療チーム）は、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。

イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

2 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。

(2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合は、ドクターヘリ等を活用する。

(3) 町は、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため、航空搬送拠

点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）の設置に協力をする。

3 医療、助産の救護活動

- (1) 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行うものとするが、そのいとまがない場合は、知多郡医師会東浦支部、付近の災害拠点病院及び救護所の医療救護班が臨機応急的な医療活動にあたる。
- (2) 町は、県が災害の状況に応じて派遣する医療救護班に協力するとともに、応急救護所の設置及び避難所への巡回診療等被災地の医療を確保する。
なお、県が派遣する県医師会、日赤愛知県支部、県等の医療救護班は、原則として県災害対策本部の指示等に基づき、出動する。
- (3) 災害拠点病院は、知多郡医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ及び広域搬送の拠点となる。
- (4) DMA T指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMA T）は、地域内活動として地域内搬送、病院支援、現場活動の業務を行う。
 - ◆附属資料 54「近隣の災害拠点病院」
 - ◆附属資料 55「半田保健所管内の救急病院・救急診療所の認定状況」
 - ◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

4 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 町は、知多郡医師会東浦医師団・半田歯科医師会等との協定に基づいて医療救護活動に必要な医師用の救急薬品セットを備え、また避難所に多人数用救急セットを配備する。また、災害の状況により医薬品等が不足する場合は、知多薬剤師会及び知多郡医師会東浦医師団及び半田歯科医師会との協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づいて協定事業者及び最寄りの医院、医薬品等販売業者から調達するものとし、さらに不足する場合は2次医療圏等の地区ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町からの医薬品の調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。
圏内で調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
 - ◆附属資料 103「災害時の医療救護に関する協定」
 - ◆附属資料 104「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」
 - ◆附属資料 105「災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定」
 - ◆附属資料 124「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」

5 応援協力関係

町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要因及び資機材につき応援を要求する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想されるので、これらを防ぐため、防疫、保健衛生活動の実施について、迅速かつ的確に対処して住民の不安を除去するものとする。

1 防疫

町長は、半田保健所の指導と地域住民の協力を得て、次のことを実施する。

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

町は、地区衛生組織等関係機関とともに、半田保健所が実施する被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に協力する。

なお、調査の結果、感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、半田保健所は、当該被災者に対し健康診断を受けるべきことを勧告する。

(2) 防疫班の編成

積極的疫学調査及び健康診断の結果、感染症等患者等の発生があった場合、あるいは発生するおそれがある場合には、町は、町災害対策本部に救護防疫班を、半田保健所は「SARS等発生時の半田保健所行動計画マニュアル」に基づき、防疫班を編成し防疫活動を実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

町は、県の指示及び指導に基づき以下を実施する。

ア 町は、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

イ 町は、被災の直後に衛生関係者等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、必要に応じ殺虫、殺そ剤を撒布する。

(5) 感染症法による生活の用に供される水の供給

第10章第1節「給水」による。

(6) 患者等に対する措置

半田保健所は、被災地域において、感染症等患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、半田保健所が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(7) 臨時予防接種

ア 半田保健所は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。

イ 町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

◆附属資料 47「防疫用資機材」

2 予防教育及び広報活動

町は、半田保健所に協力し、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

3 食品衛生指導

半田保健所は、避難所施設等における食品の衛生的取扱いについて指導する。

4 栄養指導

- (1) 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

町は、「東浦町災害時地域保健活動マニュアル」に沿って、必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、半田保健所との協力により、臨機に精神科救護所を設置するなど心の健康相談を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、すでに医療を受けている人への治療継続への支援、療養環境を整えるために福祉避難所の調整、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 児童生徒への健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

町及び半田保健所は、避難所の生活衛生を確保するため、必要に応じ、簡易トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努めるとともに、飲料水等の衛生指導を行う。

8 災害時健康危機管理の全体調整

県は、町が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、必要があると認めるときはDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成し、派遣するものとする。

9 応援協力関係

- (1) 町は、半田保健所の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は半田保健所へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 半田保健所は、市町村の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 半田保健所は、自ら防疫活動の実施、又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については東海北陸厚生局、日赤愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 町、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 交通規制

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。

<p>第一局面 (災害発生直後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。
<p>第二局面 (交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)</p>	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>

(4) 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

(5) 交通規制による標識の掲示

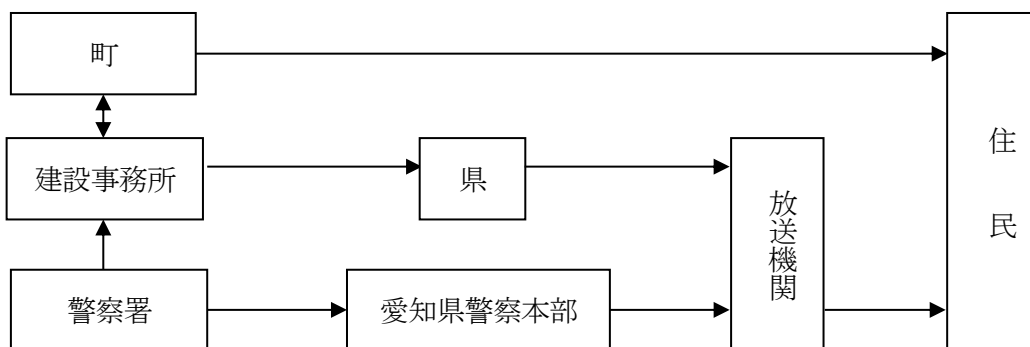
交通規制を行ったときは、当該規制の道路標識及び迂回路の標識を現場に掲示する。規制標識には、禁止又は制限に対する次の事項を明示するものとする。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由

(6) 交通規制の通知

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア 報告系統



イ 報告事項

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 路線名
- (ウ) 区間
- (エ) 期間
- (オ) 理由
- (カ) う回路、その他状況

(7) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(8) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

◆附属資料 30 「規制の標識」

◆附属資料 31 「緊急通行車両の標識」

◆附属資料 70 「緊急通行車両等確認申請書」

◆附属資料 71 「緊急通行等事前届出書・届出済書」

◆附属資料 72 「緊急通行車両確認証明書」

(9) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- (1) 道路管理者は、巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- (2) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- (1) 道路、橋りょう等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- (2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- (3) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

◆附属資料 28「緊急輸送道路」

第3節 緊急輸送手段の確保

1 実施機関

それぞれの応急対策を実施する機関の各部各班において実施する。

2 輸送手段の確保

- (1) 町は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

ア 輸送の方法

災害時における輸送には次の種類がある。

- (ア) 自動車等による輸送
- (イ) 鉄道、軌道等による輸送
- (ウ) 船舶、船艇等による輸送
- (エ) 飛行機、ヘリコプターによる輸送
- (オ) 賃金職員等による輸送

イ 輸送力の確保等

輸送を実施するに必要な輸送力の確保とその配分については、町災害対策本部総務部総務班において行うものとする。

- (ア) 町所有の車両
- (イ) 公共的団体の車両
- (ウ) 営業者所有の車両
- (エ) その他の自家用車両

- (2) 災害の状況等により、町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

- (3) 災害輸送を実施した場合は、次に掲げる車両の使用、その他輸送に関する記録を作成し、又は整備保存する。

- ア 輸送記録簿
- イ 燃料及び消耗品受払簿
- ウ 修繕費

エ 輸送費関係支払証拠書類

3 災害救助法による輸送の実施基準

(1) 範囲

輸送の範囲は次のとおりである。

種 類	内 容
罹災者の避難	1 罹災者自身を避難させるための輸送 2 罹災者を誘導させるための人員、資材等の輸送
医師及び助産師	1 救護班によることができない場合において患者を病院等へ運ぶときの輸送 2 救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送 3 重病であるが今後は自宅療養によることとなった患者の輸送
罹災者の救出	1 救出された罹災者の輸送 2 救出のための必要な人員、資材等の輸送
飲料水の供給	1 飲料水それ自体の輸送 2 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械器具資材等の輸送
生活必需品等	1 被服、寝具、その他生活必需品の輸送 2 学用品の輸送 3 炊き出し用食糧品、調味料、燃料等の輸送 4 医療品、衛生材料等の輸送
遺体の搜索	遺体の搜索に必要な人員及び資材の輸送
遺体の処理	1 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検察のための救護班員等人員の輸送並びに遺体の処置のための衛生材料等の輸送 2 遺体の発見現場から仮安置所までの移送その他移動に伴う遺体そのものの輸送及び遺体を移送するための人員輸送

(2) 期間

それぞれの救助の実施承認期間とする。ただし、これによりがたい場合は、知事の承認を受けて期間を延長する。

(3) 経費

ア 経費の限度

当該地区における通常の実費（原則として国土交通省の許可を受けている料金等）ただし、割引運賃が適用されるときはその運賃

イ 経費の範囲

運送費、借上料、燃料費、消耗器材及び修繕料

◆附属資料 32「町所有車両の現況」

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第8章 水害防除対策

基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

第1節 水防

洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施するものとする。

なお、水防法に基づく「東浦町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

1 水防計画

町は、町が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画を、愛知県水防計画を基礎として各水防管理団体の地域特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

2 水防活動

(1) 消防団（水防団）等の出動

町は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったときは水防計画に定める基準により、消防団（水防団）等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

町は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び知多建設事務所に連絡する。

ため池管理者（土地改良区、所有者等）においても、監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、町に連絡する等相互の連絡を密にする。

(3) ため池・水門等の操作

ため池、水門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、その操作に万全を期する。

(4) 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、町は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造、使用材料等を考慮して、主として、積土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法を実施する。

(5) 水防情報

適切な水防活動を行い、避難体制を講ずるにあたって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、町及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処理

町は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接市町に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(7) 緊急通行

消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）及び消防機関に属する者並びに町から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、町はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(8) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、町、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

また、町から委任を受けた者は、上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

3 たん水排除

町は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1によるたん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施する。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 町は、水防作業の実施が困難な場合、他の市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認められた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 町は、水防のために必要があると認めるとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第2節4（1）「農業用施設に対する応急措置」による。

- ◆附属資料 10「重要水防箇所」
- ◆附属資料 39「水防資材」
- ◆附属資料 40「水防器材」

第2節 防災営農

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を図る。なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うにあたっては、河川管理者、海岸管理者と事前協議を行う。

(2) 排水機の浸水防止

町及び土地改良区は、排水機場内に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

町、県、独立法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

ア 被害の実態に即し、県と協力して必要な技術対策資料を作成し配布する。

イ 被害を最小限度に止めるため、県、農業改良普及員、農業 協同組合等関係機関と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

種子粃の確保については、農業協働組合等に依頼するが供給が困難な場合、県等へ依頼し、種子粃の確保を図る。

(3) 病虫害の防除

ア 防除指導

病虫害の異常発生、又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県、農業協同組合等農業団体と連絡を密にし農薬の確保を図る。

(4) 凍霜害対策

ア 凍霜害予報については、事前に一般農家に注意を喚起し対策に万全を図る。

イ 凍霜害の発生については、事前の気象状況から予知できるのでテレビ、ラジオ等の気象予報に注意する。

3 家畜に対する応急措置

(1) 家畜管理の指導

災害時の一般管理指導については、県及び家畜保健衛生所の指導により、農業協同組合、畜産関係団体の協力を得て実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

ア 各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、家畜防疫員の協力を得て畜舎等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

イ 消毒薬品は、家畜保健衛生所に常備されているものを利用し、不足分については必要に応じて調達する。

(3) 飼料の確保

災害時における緊急飼料については、農業協同組合等に依頼するが供給が困難な場合は、

県等へ依頼し飼料を確保する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 町は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

イ 県は、町からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。

ウ 町は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中撒布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第3節 流木の防止

1 木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

2 海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、港湾管理者等及び町は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は、当該所有者に除去を命じ、所有者が不明の場合には、港湾管理者等が船舶の航行の支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

3 河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 湛水又は浸水地域に漂流する流木については、町は3に準じた措置をとる。

5 応援協力関係

町、第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。

ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関にあたっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 災害により危険が急迫し、地域住民の生命及び身体の保護が必要と認められるときは、地域住民に対し、避難指示等を十分な余裕をもって行うものとし、安全な場所に避難させるための方法及び避難所について定める。
- 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

町は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県へ報告する。避難所が開設された施設の管理者は、町から派遣された職員と連携する。

◆附属資料 15 「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

2 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため避難所には、町の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意し、「東浦町避難所運営マニュアル」により、避難所の運営を行うものとする。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

災害時には、「東浦町避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。(2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「東浦町避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「東浦町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

◆附属資料 107、108「災害発生時等における避難施設に関する協定」

3 広域一時滞在に係る協議等

町は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

4 避難者に対する救援

避難所を開設したときは、町職員等を常駐させ、自主防災組織等の協力を得て、避難者に対し必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 給水及び給食
- (2) 毛布、衣料及び日用必需品等の支給
- (3) 負傷者に対する応急医療

5 避難所開設の報告

町長は、避難所を開設したときは直ちに県に次の事項を報告する。

- (1) 開設の日時及び場所
- (2) 開設箇所数及び避難者数

6 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

7 心と体の健康支援

町は、必要に応じて、避難者のための生活、身体状況、育児不安、精神的ストレス等の健康相談窓口を開設し、心と身体のケアを必要とする者に、半田保健所、知多福祉相談センター、医療機関等の関係機関と連携・協力して、助言及び指導を行う。

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節「住民等の避難誘導」1「住民等の避難誘導」参照

2 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節「住民等の避難誘導」2「避難行動要支援者の支援」参照

3 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

- 4 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。
- 5 福祉避難所の設置等
自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。
また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- 6 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。
- 7 県に対する広域的な応援要請
保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。
- 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。
 - (1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
 - (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
 - (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣
- 9 災害救助法の適用
災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。
なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。
◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第3節 学校等の避難対策

1 避難誘導

学校等において、災害が発生又は発生のおそれがあるときには、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

引率者は、校長の指示を的確に把握し、校舎配列別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。保育園等は、園長の指示により学校に準じて避難誘導する。

2 移送

移送は、地区別等に編成し、教職員が引率責任者として安全、かつ能率的に行う。車両による移送の場合は、町長の指示により、町の計画に合流して行う。

3 避難所の開設

町から避難所の開設の要請を受けた学校等は、町と緊密な連絡をとり、積極的に協力する。

第4節 病院等の避難対策

1 避難誘導

病院等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者に分け組織編成をし、重病者、老幼婦女子を優先して誘導する。

2 移送

移送は、医療施設の管理者が入院患者を避難させる必要と認めるときは、医師、看護師等を引率者として直ちに行う。

3 避難場所の確保

医療施設の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押し車を確保し、保管場所を定めておく。

第5節 応援協力関係

1 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

また、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町及び知多中部広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

なお、災害が発生し、被災した住民の、町外又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

2 県は、町からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、県は第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

3 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県への避難所の開設につき応援を要求する。

4 県は、町の実施する避難の誘導及び移送又は避難所の開設につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

5 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

◆附属資料 100 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第6節 帰宅困難者対策

1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
(1) 町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

町及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

町及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業所や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食糧、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第1節 給水

1 飲料水供給の方法

- (1) 給水は上下水道班により行う。
- (2) 給水する水は、塩素系薬剤により消毒をし、末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
- (3) 配水管が破損し送水できない場合は、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から飲料水を給水する。給水量は1人1日3リットル程度とする。
- (4) 県営水道から直接給水できる応急給水支援設備から給水する。
- (5) ろ水機や「災害時井戸水提供の家」を活用して給水する。
- (6) 町は、近くに浄水場や給水所等の給水拠点のない避難所、災害拠点、病院、又はその周辺地域において飲料水を供給するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な保守管理に努めるとともに、さらなる整備を推進する。

◆附属資料 51 「飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所」

2 応急給水

- (1) 実施主体は、町であり、県はこれを応援する。
- (2) 町及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 応援協力関係

- (1) 町は自ら飲料水の供給が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

◆附属資料 98 「水道災害相互応援に関する覚書」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。
なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 食品の供給

1 炊き出しその他による食品の供給

- (1) 町は、応急的に概ね次のとおり食品を供給する。
 - ア 備蓄物資、自ら調達した食品、4の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
 - イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
(例)・第1段階 乾パン、ビスケット、乾燥米飯等
・第2段階 パン、おにぎり、弁当等
 - ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品包装米飯等の食品を供給する。
 - エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
 - オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (2) 一時、縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。
- (3) 炊き出しは、避難所又はその近くの公衆衛生上適当な場所を選んで実施する。
- (4) 町は、炊出し用米穀を必要に応じ、米穀届出業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、知事に申請して売却決定通知を受け実施する。

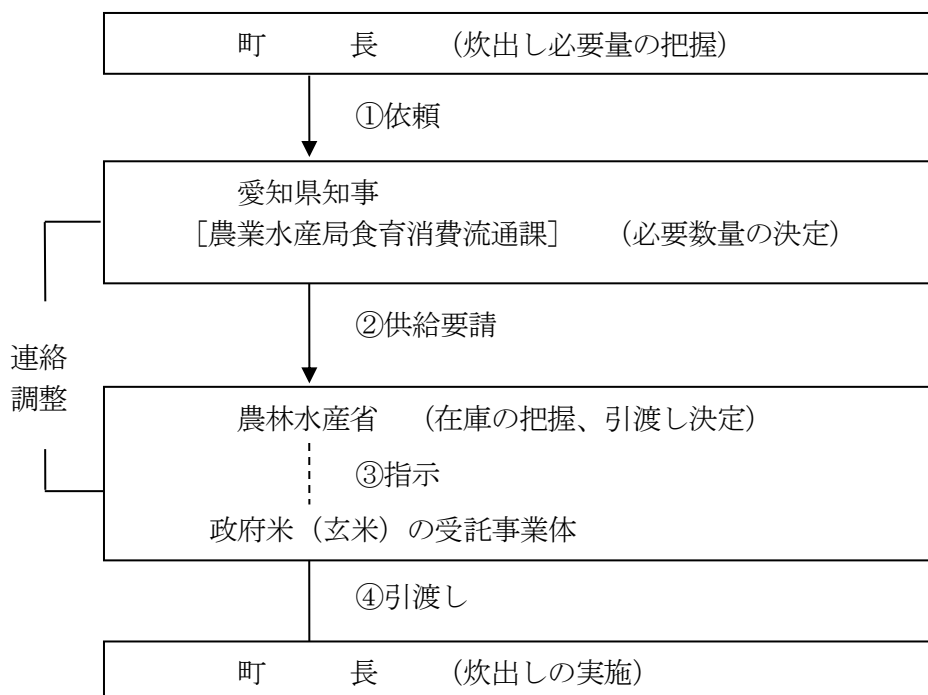
2 米穀の応急供給

- (1) 米穀等の応急供給は、「応急用米穀取扱要領」の定める方法により実施する。
- (2) 町は、被災者等へ炊出し給食を行う必要があるときは、知事の承認を得て実施する。
- (3) 町は、被災者等へ炊出し給食するために主食の供給が必要な場合は、知事に対し依頼するものとする。

3 米穀の原料調達

- (1) 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づいて実施する。
- (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

[炊き出し用として米穀を確保する手順図]



(4) 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

4 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食品の給与の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則 (愛知県)」

第3節 生活必需品の供給

1 生活必需品の供与又は貸与

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 町は自ら生活必需品等の供与又は貸与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の供与もしくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第11章 地域安全対策

基本方針

- | |
|---|
| ○ 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。 |
|---|

第1節 地域安全対策

町は、県警察の実施する次の地域安全活動に対し、積極的に協力する。

[県警察の措置]

1 社会秩序の維持対策

- (1) 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- (2) 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- (3) 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- (4) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

2 広報、相談活動

(1) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

(2) 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

3 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

第12章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

1 遺体の捜索

遺体の捜索は、県警察、第四管区海上保安本部を主体とし、消防団及び自主防災組織等の協力を得て実施する。又、捜索に必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。

(1) 陸上における捜索

町は、警察と緊密に連絡をとりながら実施し、遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（見分）を得る。

現場での検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

(2) 海上における捜索

第四管区海上保安本部は、町、県警察と連絡をとりながら実施し、遺体を発見したときは、その現場で海上保安官による検視（見分）を得る。

(3) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(4) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 遺体の処理

1 遺体の処理

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくように努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医師による遺体（医師の

診療中に死亡した者を除く。)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 応援協力関係

県(防災安全局)は、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。また、市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則(愛知県)」

第3節 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

◆附属資料 96 「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第13章 ライフライン施設の応急対策

基本方針

- 電力、ガス及び水道は日常生活上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合は、被害状況を早期的確に把握し、各事業者に対して応急対策を早急かつ適切に実施するように要請する。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

町は、電気事業者に対し、次の応急対策を早急かつ適切に実施するよう要請する。

- 1 電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はWeb サイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等についての広報を行う。
なお、公共施設に対する復旧の遅延は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。
- 2 強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。
- 3 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。
- 4 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

第2節 ガス施設対策

町は、ガス事業者に対し、次の応急対策を早急かつ適切に実施するよう要請する。

- 1 ガス事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは停止となった地域への供給再開を行う。
- 2 ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合、又は導管の折損等によって、ガスが漏えいする危険がある場合、若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。
 - (1) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。
 - (2) 警察及び消防本部又は町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- 3 ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

第3節 上水道施設対策

- 1 要員の確保
災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員

編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。なお、町において対策活動が困難な場合は緊急指定工事店に要請して直ちに動員しうよう適切な措置を講ずる。

2 応急対策用機材の確保

応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保しておくものとする。また、必要によっては緊急指定工事店に要請して資機材を緊急に確保する。

3 応急措置

- (1) 施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有毒物が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。
- (2) 災害の発生に際しては、施設の防護に全力を上げ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- (3) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力を挙げて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- (4) 重要な送配水管が破損したときは、相当広範囲な給水不能地域を生ずるので給水車等によって給水し、破損箇所の応急的な処置をする。
- (5) 水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日締結）」により、地域水道連絡協議会、愛知県企業庁長（県営水道の災害による場合のみ）、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。

◆附属資料 53「東浦町緊急指定工事店」

◆附属資料 98「水道災害相互応援に関する覚書」

第4節 下水道施設対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

1 要員及び資機材の確保

町において災害応急対策が困難な場合は、災害時における応援出動に関する協定締結業者に要請して直ちに動員しうよう適切な措置を講ずる。また、災害時に伴う応急復旧資機材については、災害時における応援出動に関する協定締結業者に要請して緊急時の調達を図る。

2 応急措置

- (1) 管渠等が土砂により埋没した場合は、直ちに応急措置を実施する。
- (2) 豪雨若しくは、管渠の機能阻害等により排水することが困難となり、それによって生ずる浸水に対して、できる限り被害が拡大しないよう努めなければならない。

第5節 通信施設の応急措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、町が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合は、通信事業者にSSIDの災害時モードへの切換えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続ができるように設定情報を変更する。

第6節 ライフライン施設の応急復旧

1 町及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 海上災害対策

基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における沿岸住民への周知や、災害拡大防止活動等の応急措置を実施することにより、被害の軽減を図るものとする。

1 実施内容

(1) 町の措置

ア 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

イ 沿岸漂着油の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。

ウ 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

エ 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、埠頭、又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、それ以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

オ 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

また、町において、排出油等防除活動等の実施が困難な場合は、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。

カ 関係機関への要請

町は、関係機関に適切な措置を早急の実施するよう要請する。

(2) 県警察の措置

ア 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

イ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

ウ 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物の防除活動

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。

エ 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

オ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

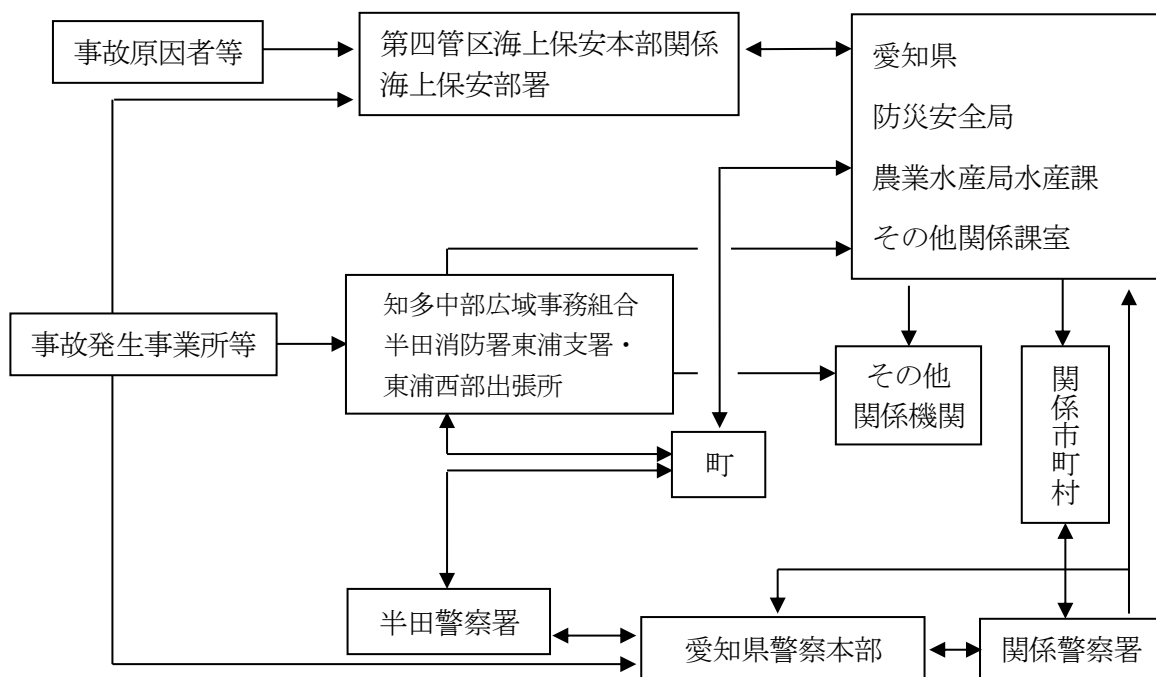
カ 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

2 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。



第15章 航空災害対策

基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

1 実施内容

(1) 町の措置

ア 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、「2 情報の伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。

エ 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

オ 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。

カ 応急対策

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

キ 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

ク 県に対して自衛隊の応援要請

さらに被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

ケ 関係機関への要請

町は、関係機関に適切な措置を早急に実施するよう要請する。

(2) 県警察の措置

ア 航空機事故発生の通報

航空機事故発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、関係機関に

通知する。また、大規模な航空機災害発生時の情報収集活動を実施する。

イ 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

ウ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

エ 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

オ 遺体の収容、搜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

カ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

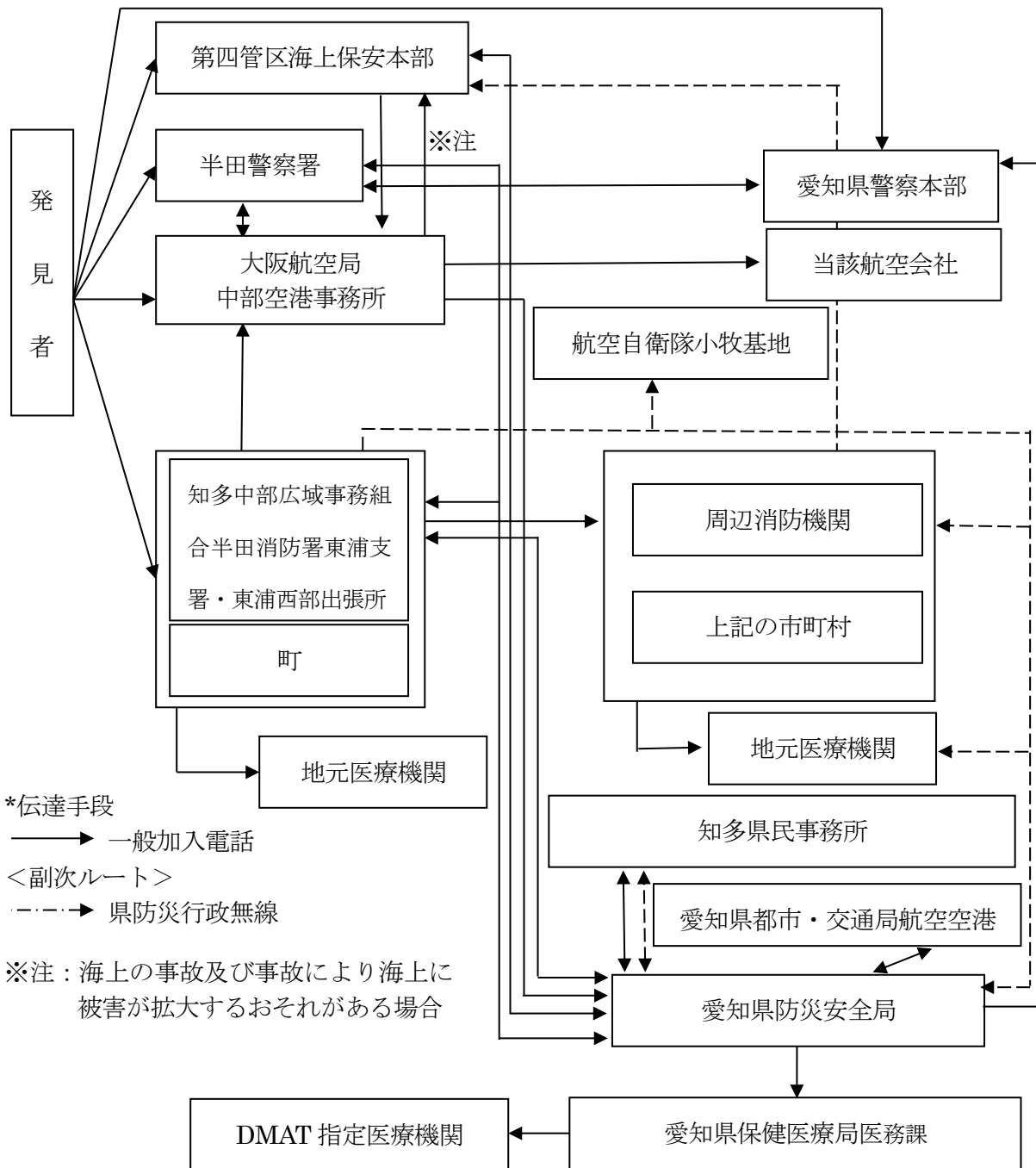
キ 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

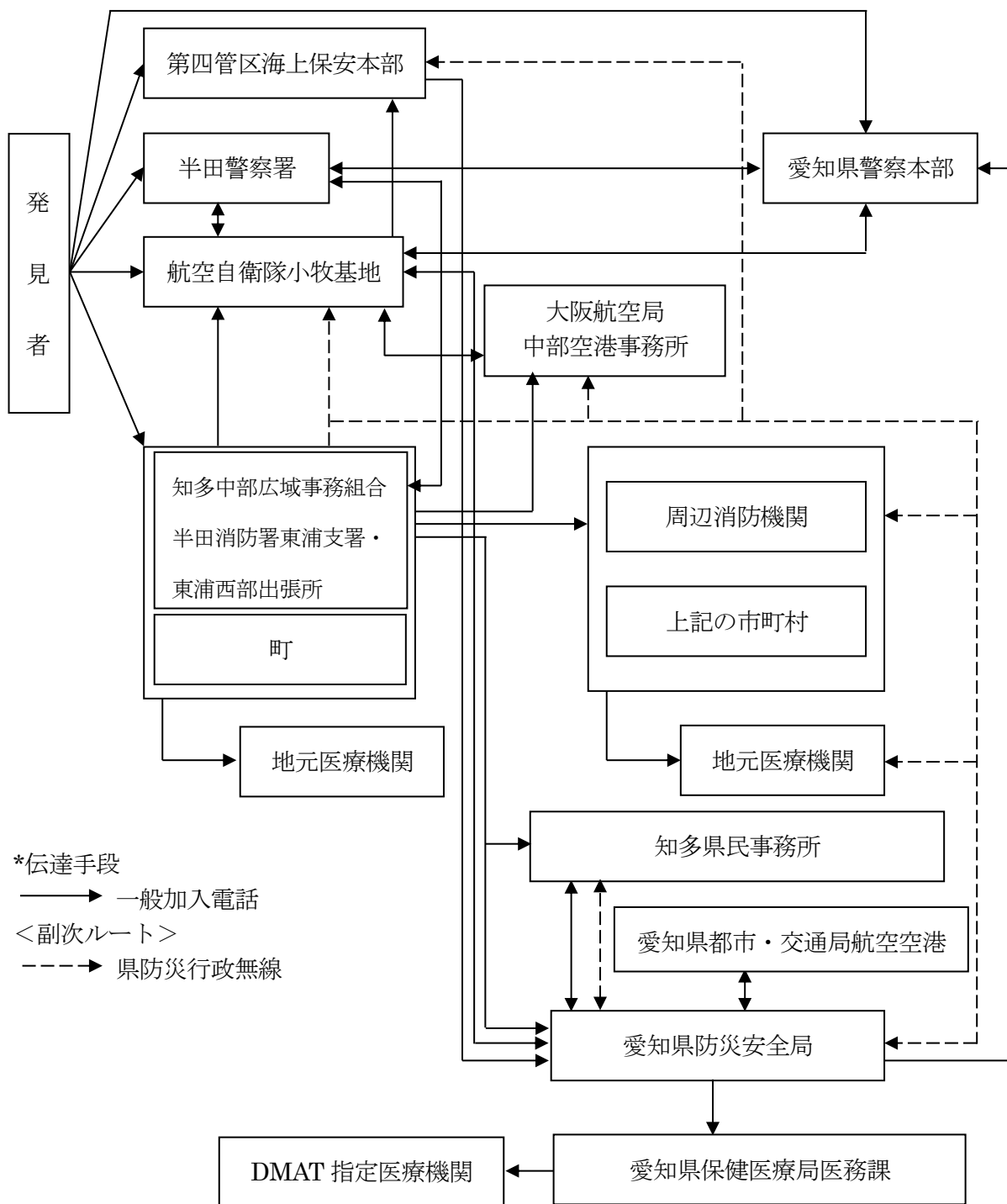
2 情報の伝達系統

航空災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



第16章 鉄道災害対策

基本方針

- 鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対し、応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

1 実施内容

(1) 町の措置

ア 県への連絡

鉄道会社から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

エ 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

オ 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源、その他資機材を確保する。

カ 他の市町村に対する応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

キ 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

ク 関係機関への支援活動

町は、関係機関に適切な措置を早急の実施するよう要請する。

(2) 県警察の措置

ア 県への通報及び情報収集

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県へ通報する。また、警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

イ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

ウ 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

エ 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置

捜索・救出救助活動等に当たっては、鉄道会社等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。

オ 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

カ 交通規制

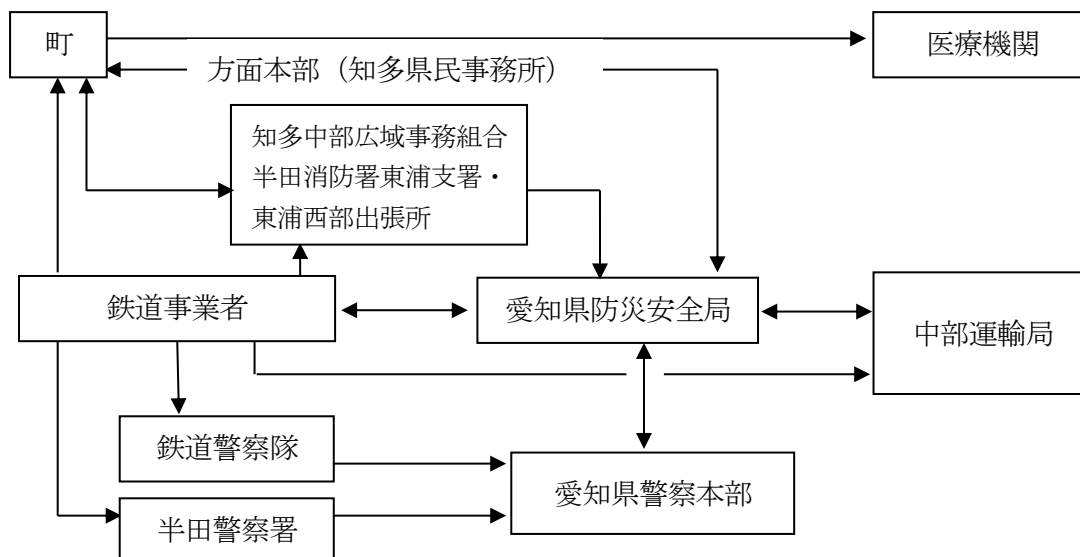
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

キ 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。



第17章 道路災害対策

基本方針

- 橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対し、災害拡大防止活動等の応急措置を実施することにより、被害の軽減を図るものとする。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

1 実施内容

(1) 町の措置

- ア 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- イ 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- ウ 立入制限、退去等
必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。
- エ 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- オ 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- カ 食糧・飲料水等の提供
必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。
- キ 資機材の確保
応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- ク 他の市町村に対する応援要請
町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- ケ 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請
被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- コ 防除活動及び避難誘導
危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。
- サ 関係機関への支援
町は、関係機関に適切な措置を早急に実施するよう要請する。

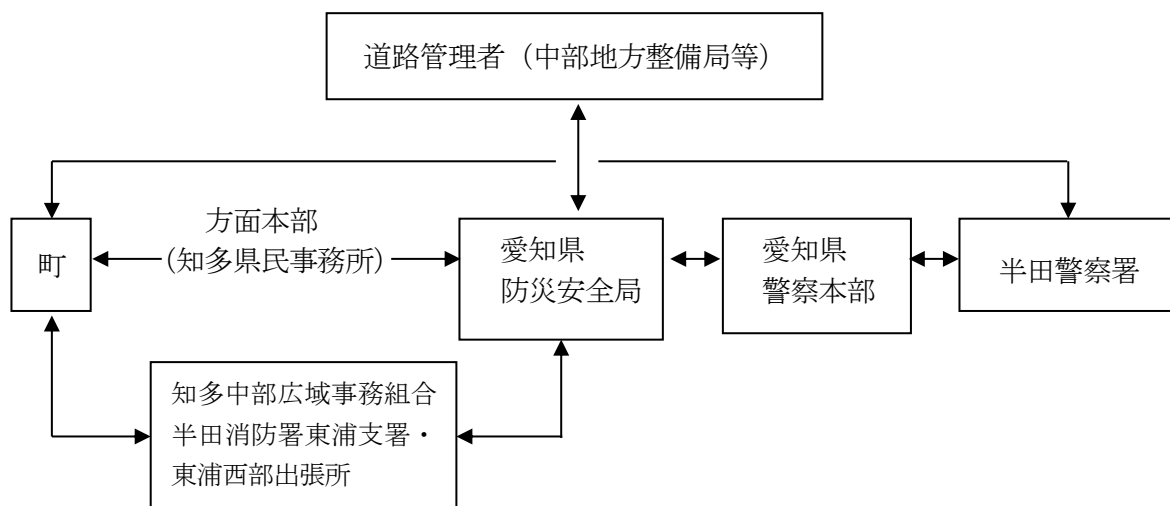
(2) 県警察の措置

- ア 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- イ 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- ウ 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動
立入禁止区域を設定するとともに避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。
- エ 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- オ 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- カ 関係機関への支援
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

◆附属資料 100 「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。



第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

基本方針

- 危険物及び毒物劇物等化学薬品類施設（以下「危険物等施設」という。）が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 危険物等施設

1 実施内容

(1) 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者の措置

ア 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ 災害発生に係る消防署等への通報

町、知多中部広域事務組合、半田警察署又は海上保安機関、半田保健所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

ウ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への排出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在、品名及び数量並びに施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(2) 町の措置

ア 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者に対する危険防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告及び助言を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への排出被害防止について、十分留意して行うものとする。

オ 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(3) 県警察の措置

ア 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 危険物所有者等への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

ウ 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

エ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

オ 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

カ 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

キ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

ク 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、町及び県警察は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第19章 大規模な火事災害対策

基本方針

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対する応急対策を実施することにより、被害の軽減を図るものとする。
- なお、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」の定めについても留意するものとする。

1 実施内容

(1) 町の措置

ア 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 避難情報

地域住民等の避難指示等については、第2章第2節「避難情報」の定めにより実施する。

ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限・退去命令

必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

オ 県及び他市町村への応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動を実施する。

キ 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

ク 食糧・飲料水の提供

必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。

ケ 資機材の確保

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

コ 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

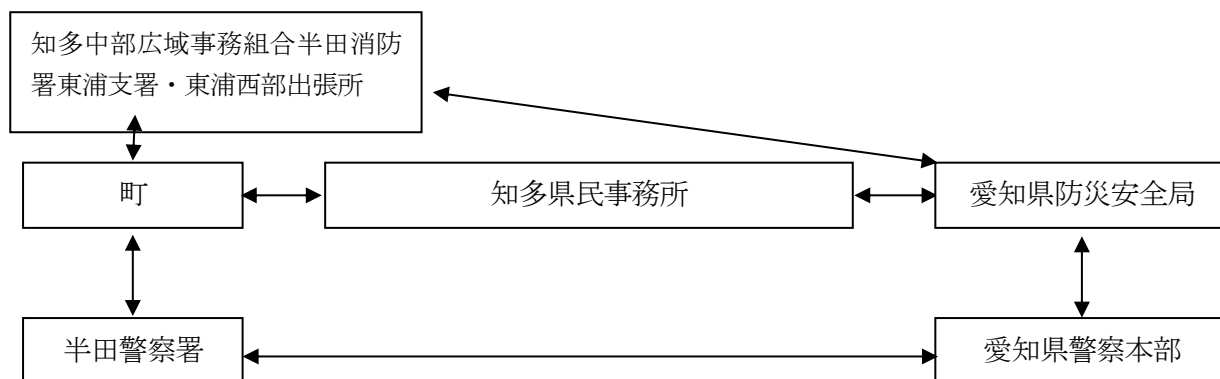
被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 県警察の措置

- ア 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- イ 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- ウ 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- エ 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- オ 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- カ 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。



第20章 林野火災対策

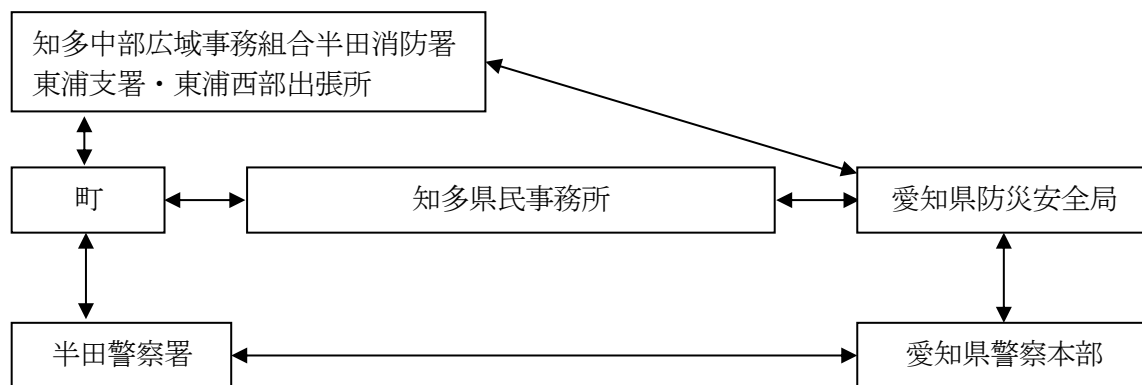
基本方針

- | |
|---|
| ○ 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。 |
|---|

1 実施内容

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示については、第2章第2節「避難情報」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請
林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。
- (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請
空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。（第5章第2節「航空機の活用」参照。）

2 情報の伝達系統



第21章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

町の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に町被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

2 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

◆附属資料 90 「愛知県被災宅地危険度判定実施要綱」

第2節 被災住宅等の調査

1 県（防災安全局、建築局）の措置

県は、災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、町が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 町の措置

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向

- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 被災者台帳

1 被災者台帳の作成

災害が発生したときは、町長は罹災状況を調査の上、被災者台帳を整備する。

2 罹災証明書の交付

町長は、被災者の早期生活再建を支援するため、住家の被害状況調査の結果に基づき、税務の免除、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けられるために必要となる罹災証明書について、早期に被災者に交付するものとする。また、災害による罹災証明書の交付の必要があるときは、次の要領により行う。

- (1) 被災者に必要な照会事項を確認し、被害の程度の証明が必要な場合は、罹災証明書を交付する。必要でない場合は、被災証明書を交付する。
- (2) 大規模な災害が発生し、被害認定調査に日数を要する場合は、罹災証明書の応急的な措置として、被災者本人の申出により受付処理済の罹災証明申請書の写しを交付する。被害認定調査終了後には、罹災証明書を交付する。

◆附属資料 73 「被災者台帳」

◆附属資料 74 「被災証明申請書兼被災証明書」

◆附属資料 75 「罹災証明申請書」

◆附属資料 76 「罹災証明書」

第4節 公共賃貸住宅等への一時入居

県、町、愛知県住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

5 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 応急仮設住宅の設置

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

第6節 住宅の応急修理

被災住宅の修理は、居住のための必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。なお、町は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

1 応急修理を受ける者の範囲

- (1) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

3 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

4 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

5 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

6 協力要請

町は、被災住宅の応急修理にあたっては、災害時における応援出動に関する協定締結業者等に協力を要請する。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
また、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

8 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、町長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。

第7節 障害物の除去

1 障害物除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 対象者

ア 風水害によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない者

イ 自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 実施機関

災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて町長が実施する。

(3) 障害物の除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(4) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(5) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲とする。

(6) 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(7) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

(8) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定する。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

◆附属資料 137「災害発生時における資機材置場に関する協定（株式会社豊田自動織機、カリモク家具株式会社、東浦カリモク株式会社、株式会社ジャパンディスプレイ）」

2 応援協力関係

町は、自ら応急仮設住宅の配置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

また、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

4 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、町長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。

第22章 学校における対策

基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、教育委員会、学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業等及び避難等の措置

1 気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、必要に応じ、災害に関する情報及び特定の対策は、町災害対策本部から各学校に伝達される。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次の臨時休校等措置をとる。

(1) 小中学校

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(2) 保育園等

保育園等は、小中学校に準じる。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して第9章第4節「学校等の避難対策」に基づいて、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受け、又は避難者があつた学校等にあつては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

町及び県の教育委員会は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設になることにより授業等が長期間に渡って中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

(1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

(2) 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

(3) 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

町内のコミュニティセンター等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施

- する。
- (4) 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合
他地域のコミュニティセンター等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (5) 校舎等が集団避難施設となる場合
授業実施のための校舎等の確保は、(2)から(4)の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。
なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

2 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

また、町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び家庭等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 給与の対象者

災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

2 給与の方法

給与の対象となる児童生徒の数を被害別学年別に正確に把握して、教科書・学用品等を給与する。

教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について」(平成22年3月26日21教総第947号)の所定の様式により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

3 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の調達につき応援を要求する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は、県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則(愛知県)」

第5節 学校給食の応急実施

1 給食施設、設備の整備

学校の給食施設、設備は災害において、非常炊き出し用にも使用できるので、被害施設、設備は速やかに修理する。非常炊出し作業は、非被災学校給食センターを使用して行う。

2 給食用物資の確保

被災地域の児童・生徒等の応急給食は、最寄りの委託工場及び委託乳工場の非被災工場に対して緊急指令により必要量の生産供給をさせる。

第23章 労務供給

基本方針

○ 町は、災害時に必要な人員を確保し、災害応急対策を迅速、的確に実施するために、賃金職員等の雇上げを行う。

1 賃金職員等の雇上げ

災害応急対策を実施するために必要な賃金職員等の雇上げは、公共職業安定所を通じて町及びそれぞれの機関において行う。

2 災害救助法による賃金職員の雇上げ基準

(1) 賃金職員雇上げの範囲

救助の万全を期するため、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員を雇上げる。

種 類	内 容
罹災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者自身を安全地帯に避難させるため町長が雇上げる賃金職員
医療及び助産における移送	1 救護班によることができない場合において患者を、診療所へ運ぶための賃金職員 2 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員 3 重傷であるが、今後は自宅療養によることとなった患者の移送のための賃金職員
罹災者の救出	1 罹災者の救出そのものに必要な賃金職員 2 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末をするための賃金職員
飲料水の供給	1 飲料水そのものを供給するための賃金職員 2 飲料水を供給するための機械、器具の運搬操作等に要する賃金職員 3 飲料水の浄化のための医療品の配布に要する賃金職員
救済用物資の整理、輸送及び配分	1 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員 2 救済用物資の送達のための荷物の積みおろし、運搬にかかる賃金職員 3 救済用物資の罹災者への配分にかかる賃金職員
遺体の搜索	1 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員 2 搜索に要する機械器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員
遺体の処理	1 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員 2 遺体を仮安置所等まで輸送するための賃金職員

(2) 期間

それぞれの救助の実施承認期間とする。

(3) 経費

賃金の限度は通常の実費とする。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

3 賃金職員に対する従事命令等

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく 救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項 " 第2項	知 事 町 長
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項 " 第2項	知 事 町 長
災害救助作業(災害救 助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知 事
	協力命令	災害救助法第25条	知 事
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 " 第2項 " 第3項 警察官職務執行法第4条	町 長 警察官、海上保安官 自 衛 官 警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水防法第17条	水 防 管 理 者 消 防 機 関 の 長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次のとおりである。

命 令 区 分 (作 業 対 象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及び従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防団員の従事命令(消防作業)	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取消しするときはそれぞれ公用令書を交付する。

(4) 費用

「災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法、期間及び実費弁償の額」の規定による。

(5) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、災害救助法施行令及び県条例若しくは町条例の規定により損害補償又は扶助金を支給する。

◆附属資料 69 「公用令書」

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

1 東浦町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域があった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、東浦町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 下水道災害復旧事業
- ケ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- 力 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

3 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続等は、次のとおりとする。

1 激甚災害の手続等

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水防除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- | |
|---|
| ○ 東浦町災害廃棄物処理計画（令和2年11月）に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。 |
|---|

1 し尿の収集及び処理

し尿の収集については、被災地の状況を考慮して、緊急に収集を要する地域及び収集可能な地域から順次実施する。収集したし尿は、東部知多浄化センターに搬入し、処分する。

なお、東部知多浄化センターが被災し、し尿の搬入及び処分ができない場合は「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、県内し尿処理施設又は、下水道施設に応援依頼する。

2 ごみの収集及び処理

(1) ごみの収集は、被災地の状況を考慮して緊急を要する地域及び収集可能な地域から順次実施し、運搬は、業者等の車両で行う。

(2) 収集するごみは、一般家庭から排出されたものとし、東部知多クリーンセンターで処理できるものとする。

(3) ごみは、町が指定したごみ集積場に平常時同様、可燃・不燃・資源ごみに分別し、排出する。ただし、災害の発生状況により、生ごみ等の可燃ごみ収集を優先的に行うため、一時的に不燃・資源ごみの収集休止や区分変更を検討し、各家庭での一時保管を呼びかける。

(4) ごみは、東部知多クリーンセンターに搬入し、処分する。ただし、大量に排出され搬入できない場合は、一時仮置場を設置して、保管のうえ、随時、搬入する。

長期の場合又は東部知多クリーンセンターが被災し、ごみの処理ができない場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」又は、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県内ごみ処理施設に応援依頼する。

(5) ごみの処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

(6) 動物（ペット）の死体処理は、知北平和公園組合において行う。処理できない場合は、県の指示を受けて行う。

◆附属資料 56 「し尿処理及びごみ処理施設」

3 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

特に、がれきの処理については、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。

- また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- エ 町は、被災状況を勘察し、県及び廃棄物処理業者の団体等との連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。
- また、産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう周知する。
- なお、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。
- オ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

町は、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

5 応援協力関係

- (1) 町は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、町の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めたときは、他市町村及び関係団体に応援するよう要請する。

◆附属資料 97「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合）」

◆附属資料 122、123「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」

6 関連調整事項

県は、大量の災害廃棄物が発生した場合、関連市町村と民間業者が連携した処理体制を組むためのマニュアルを作成する。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等

1 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 被災者への経済的支援等

1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 町は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町は当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。

2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を、支給する（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）。

(2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）。

(3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う（費用負担：国2/3、県1/3）。

3 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

4 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

5 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県から拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

◆附属資料 85 「東浦町被災者生活再建支援金支給要綱」

6 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、1世帯150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わない。

7 災害見舞金

(1) 町は、自然災害により、死亡（行方不明を含む。）又は30日以上入院治療した場合並びに家屋が全半壊、全半焼又は床上浸水した場合に、「東浦町災害見舞金等支給要綱」により、被害程度に応じて見舞金を支給する。

(2) 県は、自然災害により、死亡（行方不明を含む。）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を支給する。

◆附属資料 84 「東浦町災害見舞金等支給要綱」

8 義援金品等

(1) 実施機関

災害発生に際し、被災者に対して義援金品の募集及び配分を必要とするときがある場合は、次の関係機関等と共同し、あるいは協力して行う。

ア 東浦町社会福祉協議会

イ 東浦町赤十字奉仕団

ウ その他ボランティア団体

(2) 募集、受付

ア 募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関及び赤十字奉仕団を通じて、各種団体に呼び掛けて行い、災害状況により募集期間を定めて県及び日本赤十字社に対し、協力を呼び掛ける。

イ 義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受付ける。

ウ 義援金品を提供するときは、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(3) 配分

ア 町は、寄託された義援金について、配分委員会を設置し、配分基準を定めて適切かつ速やかに配分する。

イ 物品の輸送は、町に所要の車両を要請し、被災地へ輸送する。

第3節 住宅等対策

住居を失い、又は損壊等により居住できなくなった世帯のうち、住宅の修理が困難な者に対する住宅の建設等は、次により実施する。

1 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法(昭和26年法律193号)に基づき、災害公営住宅を建設する。

なお、被害が甚大で、町において建設が困難な場合は県に協力を要請する。

2 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

第4節 労働者対策

町は、労働者及び事業主からの相談に対し、保護対策については愛知労働局、職業のあっせん等については半田公共職業安定所と連携し、労働者対策に万全を期す。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 中小企業者の補助金

町が災害救助法適用地域となった場合において、災害により被害を受けた中小企業者が災害復旧のための融資を受けたとき、当該融資に係る利子の一部を補助する。

2 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

2 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

3 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照